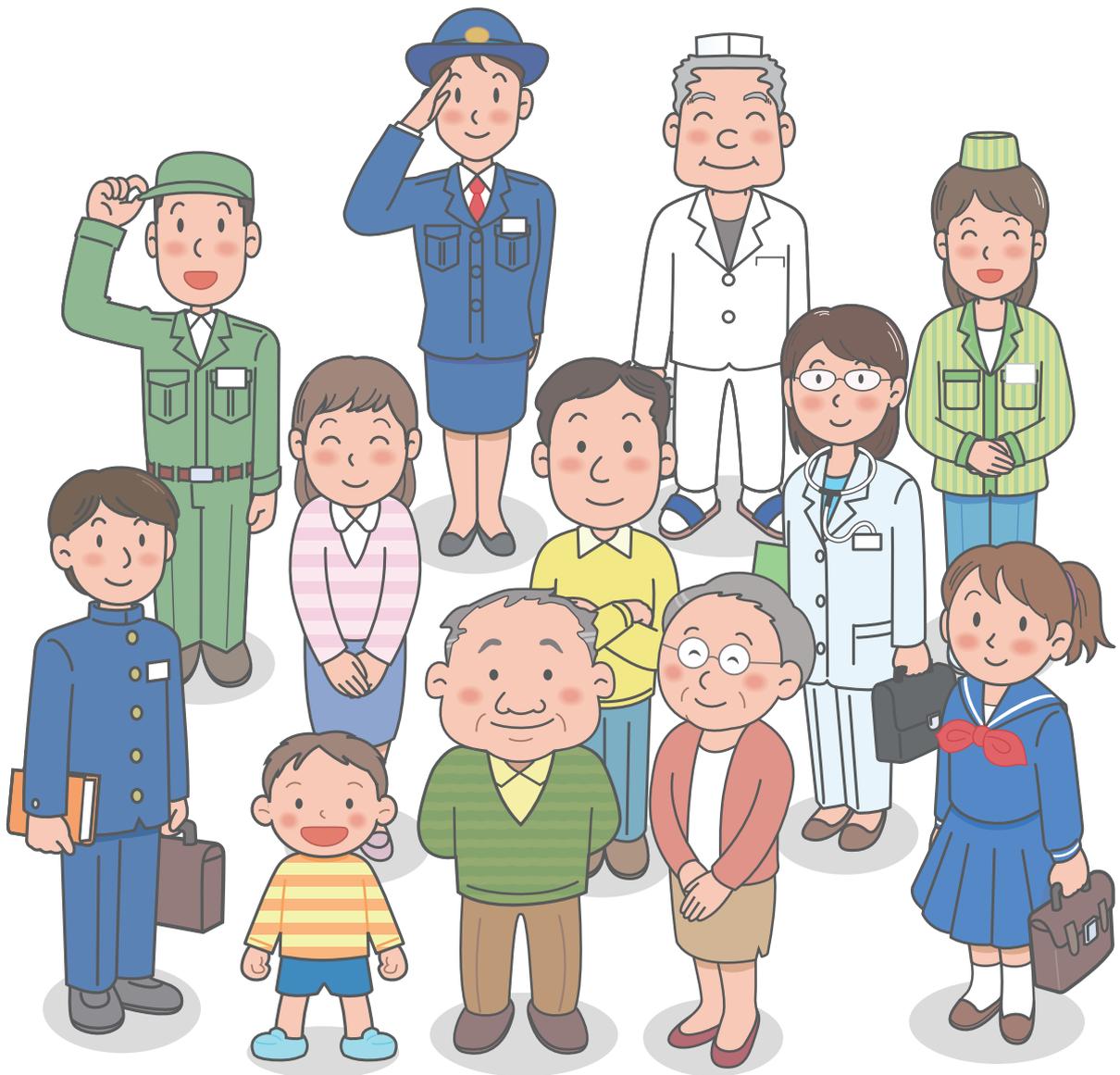


青森県地域福祉支援計画 (第3次)



令和3年3月
青森県

はじめに

急速な少子高齢化の進行や人口減少を背景として、地域における人と人とのつながりや支え合いが弱まりを見せるなど、地域や社会を取り巻く環境が大きく変化しています。



本県では、県民一人ひとりが安心して生活できる社会づくり、一人ひとりのかけがえのない命と暮らしを大事にする社会づくりに向けて、全国に先駆け、保健・医療・福祉サービスを必要な時に適切な内容で総合的・一体的に提供するため、関係機関が連携を図る仕組みである「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の構築に平成9年度から取り組んできました。

また、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を見据え、県民の誰もが、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現に向けて、保健・医療・福祉・介護体制の一層の連携を図るほか、移動手段の確保や買物・食事など、様々な生活機能の確保・提供体制の構築に取り組んでいるところです。

本計画は、市町村の地域福祉計画の推進を支援する県の計画であり、広域的な観点から支援の方向性とその方策を定めるとともに、「青森県型地域共生社会」の実現を地域福祉の視点から推進するものです。本計画に基づき、福祉分野における各種支援サービスの充実や体制構築はもちろんのこと、従来の支援体制のみでは対応が困難な複合課題や多様化・複雑化するニーズに対応するため、包括的な相談支援体制の整備や、地域の様々な課題に対応する人材の確保・育成などに取り組んでいきます。

本計画の基本目標である「一人ひとりのいのちが輝き、人と人とがしっかりとした絆で支え合う青森県型地域共生社会の実現」のため、県民の皆様には、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、日々の暮らしの中で地域福祉の推進に努めていただきながら、地域の様々な分野の活動に主体的に御参加くださるよう、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力を賜りました青森県地域福祉支援計画推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言を賜りました関係団体、県民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年3月

青森県知事 三村申吾

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| I 計画策定（改定）の趣旨 | 1 |
| II 計画の位置付けと役割 | 3 |
| （1）計画の位置付け | 3 |
| （2）他の県計画との関係 | 3 |
| （3）計画の期間 | 3 |
| （4）計画の評価 | 4 |
| III 地域を取り巻く環境の変化 | 5 |
| （1）少子化・高齢化等の進行と地域社会の変化 | 5 |
| （2）地方分権の進展とボランティア・NPO活動の振興 | 12 |
| （3）社会福祉分野の制度改正 | 13 |
| （4）地域福祉の推進に向けたアンケート調査の結果 | 14 |
| （5）計画改定の方向性 | 16 |
| IV 計画の基本的な考え方 | 18 |
| （1）計画の基本目標 | 18 |
| （2）計画の重点的視点 | 18 |
| （3）基本目標に係るアウトカム指標 | 19 |
| V 地域福祉推進のための方策の展開 | 20 |
| （1）地域福祉推進のための基本方策 | 20 |
| 基本方策1 サービスを利用しやすい体制づくり | 21 |
| 基本方策2 地域福祉を担う人材づくり | 35 |
| 基本方策3 共に支え合う地域づくり | 42 |
| （2）地域福祉推進に向けた各主体の役割分担 | 55 |
| （3）市町村における地域福祉計画の策定の支援・推進 | 60 |
| 用語の解説 | 62 |
| 資 料 | 69 |

I 計画策定（改定）の趣旨

急速な少子化・高齢化の進行と人口減少社会への移行、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の変化、地域の福祉力の脆弱化等、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、自殺、児童や高齢者、障害者に対する虐待、ひきこもり（*）等、複合的な課題への対応が必要となっています。さらに、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、母子保健法、生活困窮者自立支援法（*）等の改正等を踏まえた地域福祉を推進していくことが求められています。

また、地震や集中豪雨等の自然災害が多発しており、改めて、地域住民のつながり、結びつきによる協力が重要になっています。

一方で、自主的なボランティア・NPO活動の広がりが見られ、相互に助け合い、支え合う仕組みづくりに取り組むといった動きも生まれてきています。

地域福祉とは、地域住民をはじめ、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、行政等の様々な主体が、相互に関係を保ちながら協力し合い、地域にある施設や人材、仕組み等の社会資源を生かした個性のある活動を展開し、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活ができる地域社会の実現を目指す取組を行っていくことです。

地域福祉の推進は、自らの生活を自らの責任で営むという「自助」と、個人だけでは解決することが困難なことについて地域住民等が共に支え合い、互いに助け合う「互助」「共助」、そして行政が行う公的なサービス提供や環境づくりという「公助」が相互に働きかけ合う取組として進めていくことが重要です。この中で、地域住民は福祉の担い手として、地域福祉の推進に努めながら、地域の様々な分野の活動に主体的に参加していくことが期待されます。

国では、令和2年6月に、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」ことをはじめとした、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布したところ です。

県では、社会福祉法に基づき、平成19年3月に策定した「青森県地域福祉支援計画」を平成24年3月に改定し、これまで本県における「地域福祉の推進」に向けて、住民に最も身近な自治体である市町村や地域住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から市町村を支援してきました。

平成29年3月に改定した「青森県地域福祉支援計画（第2次）」では、地域福祉を巡る現状や地域福祉の理念を踏まえ、複合化・複雑化する福祉ニーズに的確に応え、全ての地域住民が年齢や障害の有無に関わらず、健やかで安心して自立した生活を送ることができる福祉社会の構築を目指した取組を進めてきましたが、令和2年度で期間満了となることから、今回の社会福祉法の改正や近年の地域福祉を取り巻く動向、課題を反映させ、令和3年度からの計画として「青森県地域福祉支援計画（第3次）」を策定するものです。

Ⅱ 計画の位置付けと役割

(1) 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第108条に基づき、市町村の「地域福祉計画」の推進を支援する「地域福祉支援計画」として策定するものです。

地域福祉の推進は、主に市町村が主体となって取り組むこととなりますが、この計画は本県における地域福祉に係る施策を広域的、体系的に推進していく基本の方針を示すものです。

(2) 他の県計画との関係

この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」に掲げる「生活創造社会」(*)の実現を、地域福祉の視点から推進するものです。

また、「あおもり高齢者すこやか自立プラン（青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画）」、「のびのびあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」、「第3次青森県障害者計画」等の個別計画と連携・整合を図り、各計画に共通する事項や、生活困窮者自立支援やひきこもり支援といった個別計画では対応できない事項等について、地域福祉の視点から横断的、総合的に定める計画です。

(3) 計画の期間

この計画は、5年後に見直しが予定されている社会福祉法の改正の動きと連動させるために、令和3年度を初年度とし、令和7年度を終期とする5か年計画とします。

ただし、本県の地域福祉を取り巻く状況に変化があった場合は、必要に応じて見直すことを検討します。

(4) 計画の評価

基本目標に係るアウトカム指標(*)の調査分析及び事業の実施状況を有識者等で構成する青森県地域福祉支援計画推進委員会で評価し、必要に応じて施策の見直しを行います。

(参考) 福祉関連分野県計画等一覧

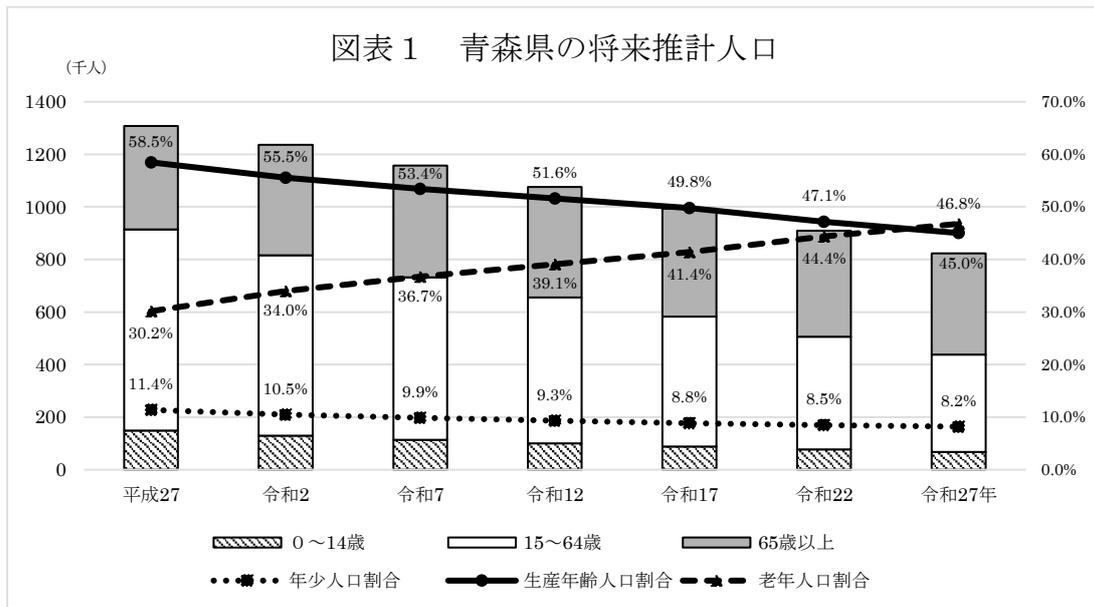
| | 計画等の名称 | 策 定 | 計画期間 |
|----|---|------------------------|------------|
| 1 | 青森県老人福祉計画 青森県介護保険事業支援計画 青森県介護給付適正化計画 (あおもり高齢者すこやか自立プラン 2021) | 令和3年3月 | 令和3～令和5年度 |
| 2 | 第3次青森県障害者計画 | 平成25年3月 (平成31年3月改定) | 平成25～令和4年度 |
| | 青森県障害福祉サービス実施計画(第6期計画) | 令和3年3月 | 令和3～令和5年度 |
| 3 | 青森県次世代育成支援行動計画(後期計画) (のびのびあおもり子育てプラン) | 令和2年3月 | 令和2～令和6年度 |
| 4 | 第2次青森県子どもの貧困対策推進計画 | 令和3年3月 | 令和3～令和7年度 |
| 5 | 第4次青森県DV防止・被害者支援計画 | 平成31年3月 | 平成31～令和5年度 |
| 6 | 青森県健康増進計画 (健康あおもり21(第2次)) | 平成25年3月 (平成31年4月改定) | 平成25～令和5年度 |
| 7 | 青森県保健医療計画 | 平成30年3月 | 平成30～令和5年度 |
| 8 | 青森県男女共同参画基本計画 (第4次あおもり男女共同参画プラン21) | 平成29年2月 | 平成29～令和3年度 |
| 9 | あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針 | 平成15年3月 | なし |
| 10 | 青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン | 平成28年3月 | なし |
| 11 | いのちを支える青森県自殺対策計画 | 平成30年3月 | 平成30～令和5年度 |

Ⅲ 地域を取り巻く環境の変化

(1) 少子化・高齢化等の進行と地域社会の変化

① 人口構造の変化

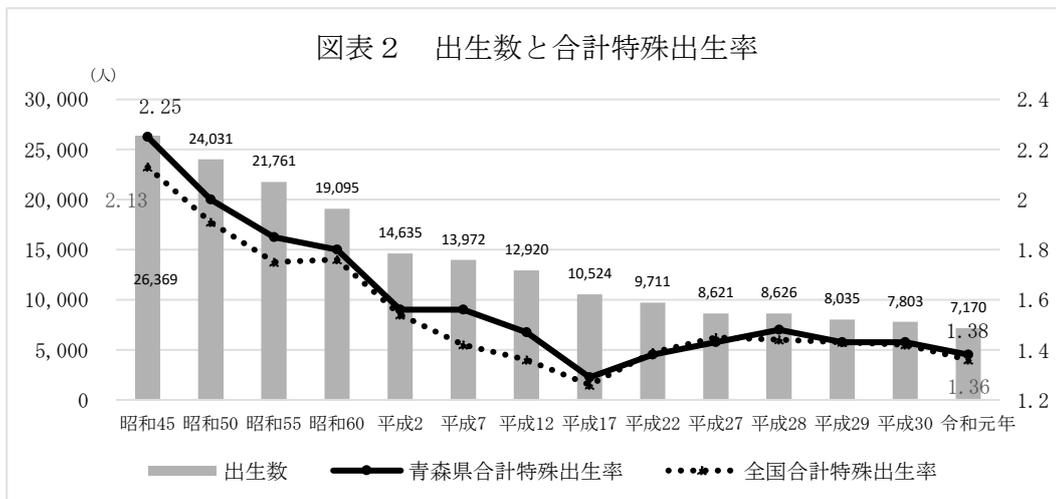
少子化・高齢化が急速に進行し、本県はもちろん、わが国全体も人口が減少局面に入っています。本県の65歳以上の老年人口の割合は今後も増加していく一方、生産年齢人口は減少していくと推計されています。(図表1)



資料：国勢調査（総務省）、日本の地域別将来推計人口（平成30年3月、国立社会保障・人口問題研究所）

② 出生数・合計特殊出生率(*)の推移

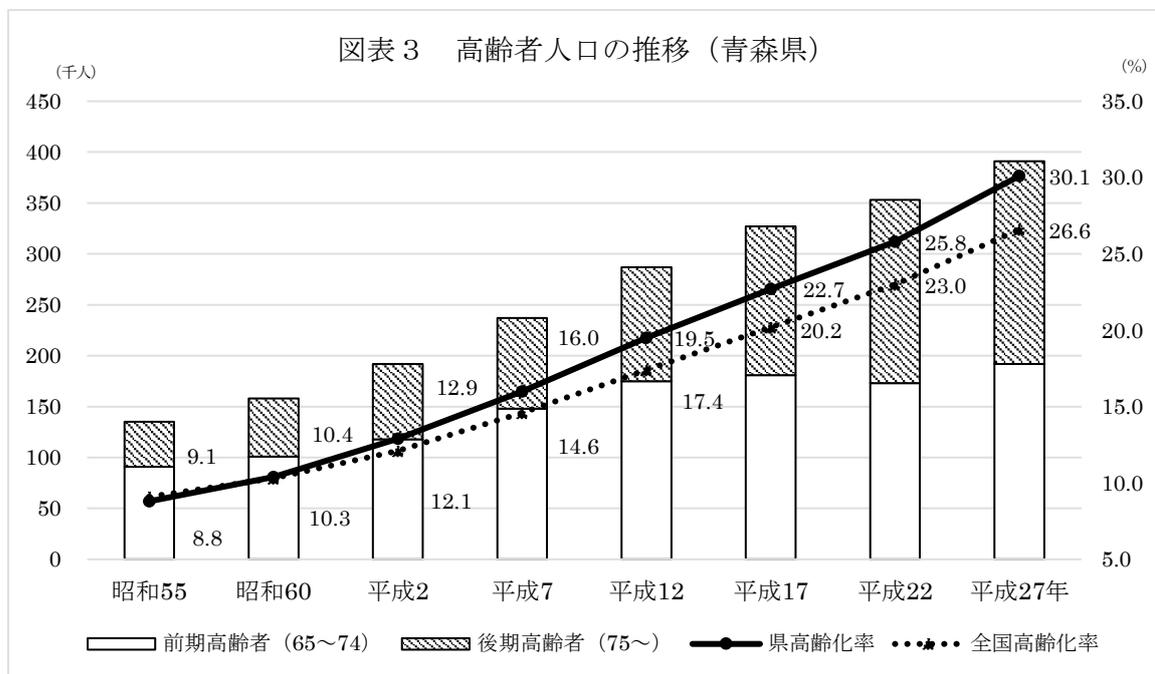
本県の合計特殊出生率は、令和元年は1.38となっています。(図表2)



資料：人口動態統計（厚生労働省）

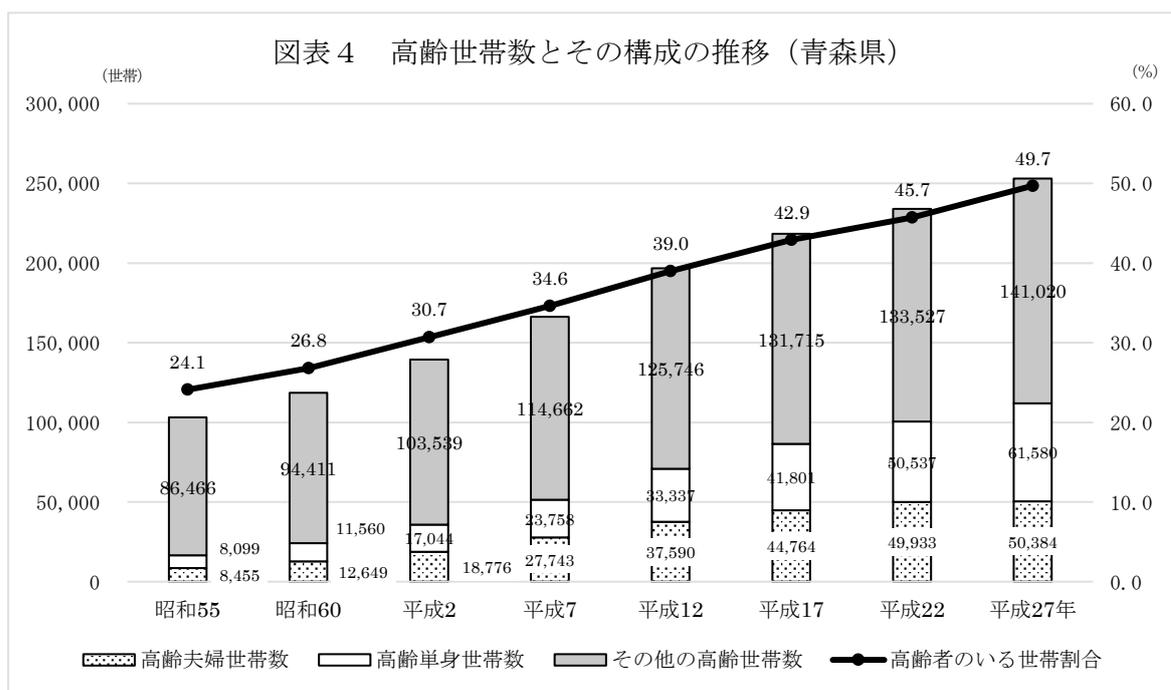
③ 高齢化の状況

本県の高齢化率は、平成27年には30.1%と、全国（26.6%）よりも早い速度で高齢化が進んでいます。（図表3）



資料：国勢調査（総務省）

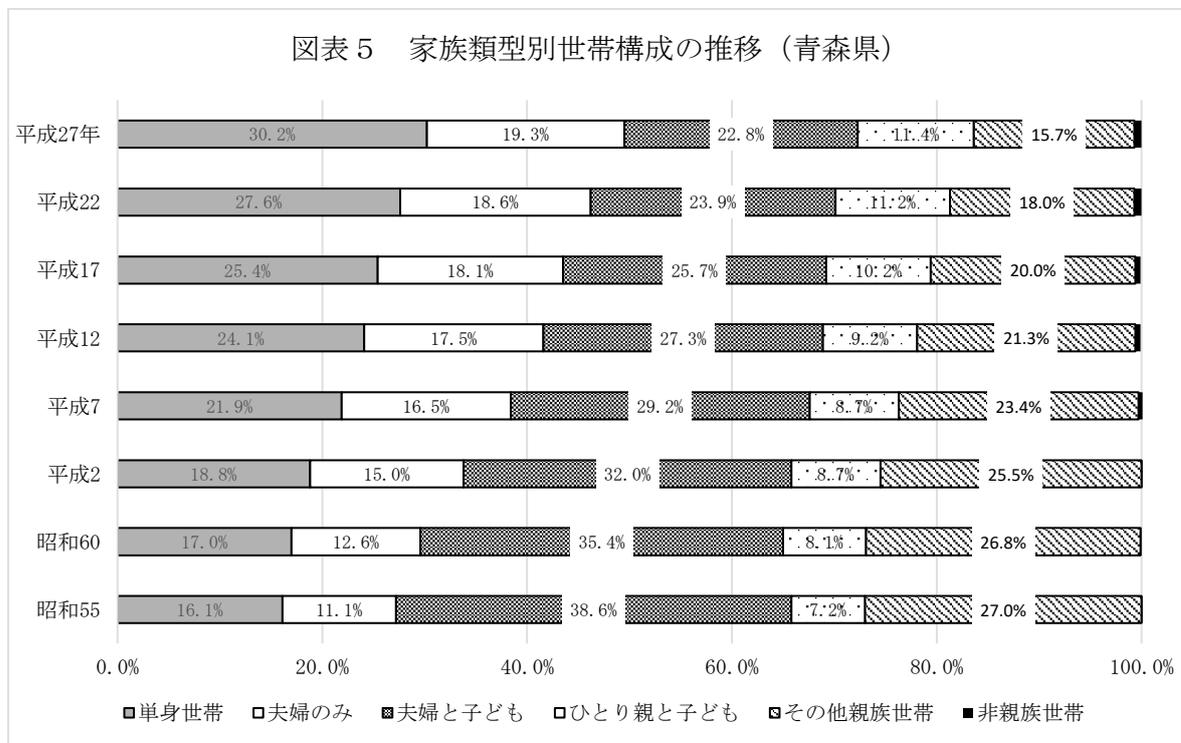
高齢化の進展に伴い、本県の高齢者のいる世帯の割合も上昇しています。中でも、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の数が増加しています。（図表4）



資料：国勢調査（総務省）

④ 家族類型の推移

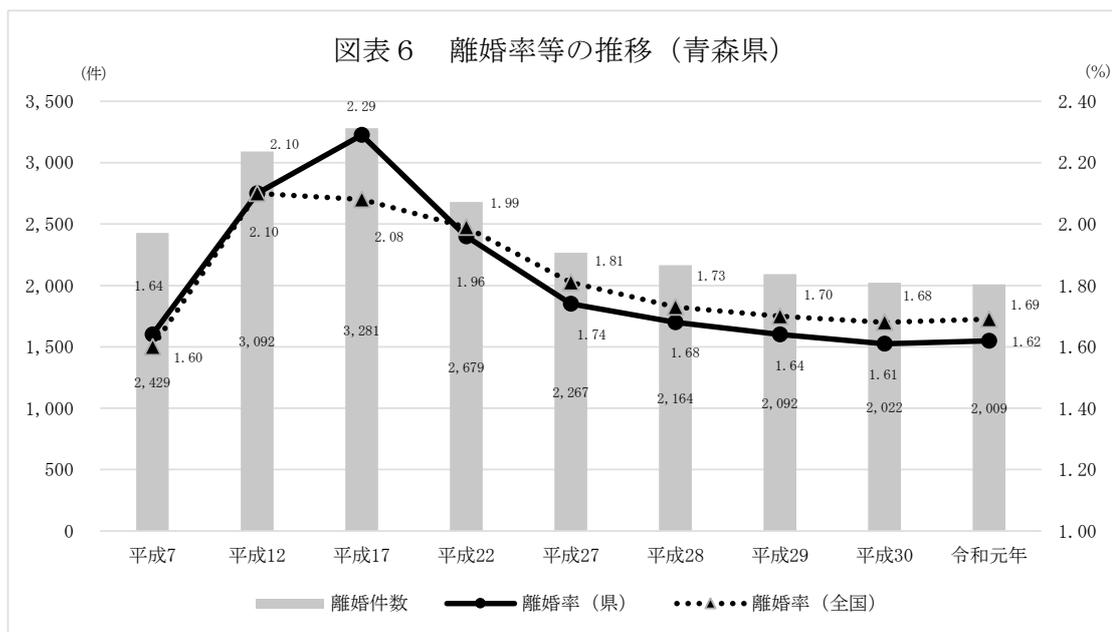
世帯構成では単身世帯の割合が最も多く、全世帯の3割を占めています。(図表5)



資料：国勢調査（総務省）

⑤ 離婚の状況

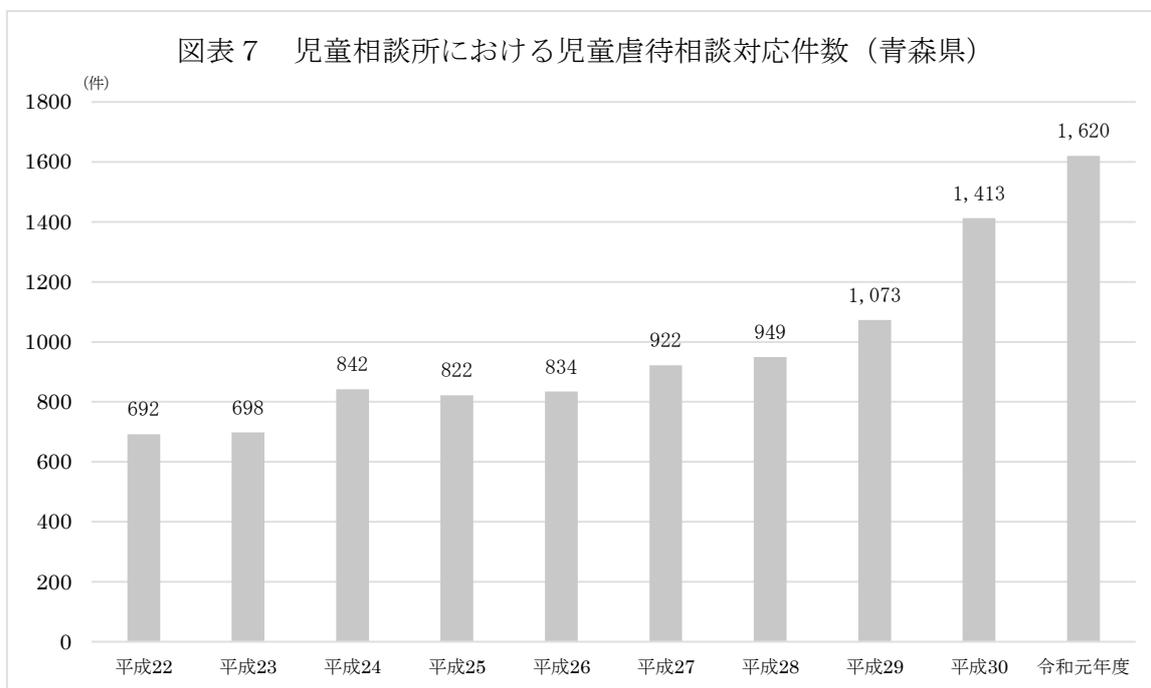
本県の離婚率は、平成17年をピークに減少傾向にあります。(図表6)



資料：人口動態統計（厚生労働省）

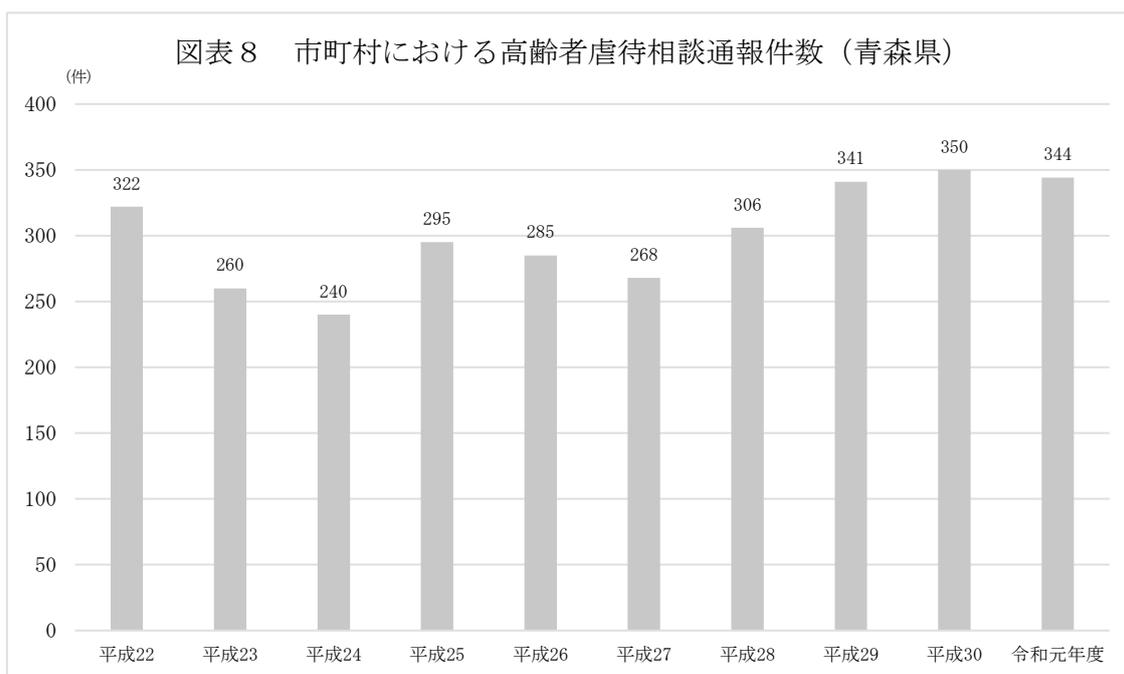
⑥ 虐待・配偶者等からの暴力（DV）（*）の状況

本県の児童虐待相談受付件数は近年増加傾向にあり、令和元年度は1,600件を超えています。（図表7）



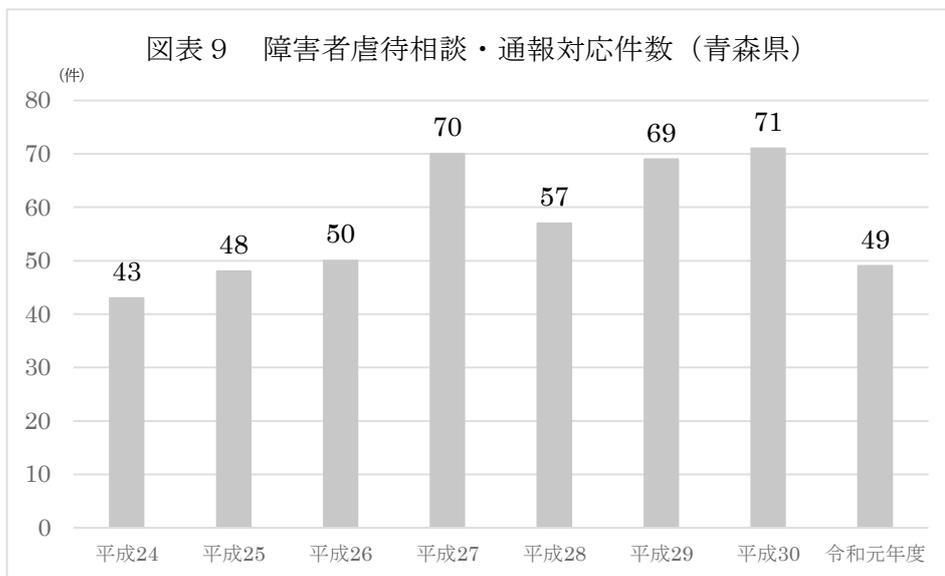
資料：青森県子どもみらい課

本県の市町村における高齢者虐待相談通報件数は横ばい傾向で、令和元年度は344件となっています。（図表8）



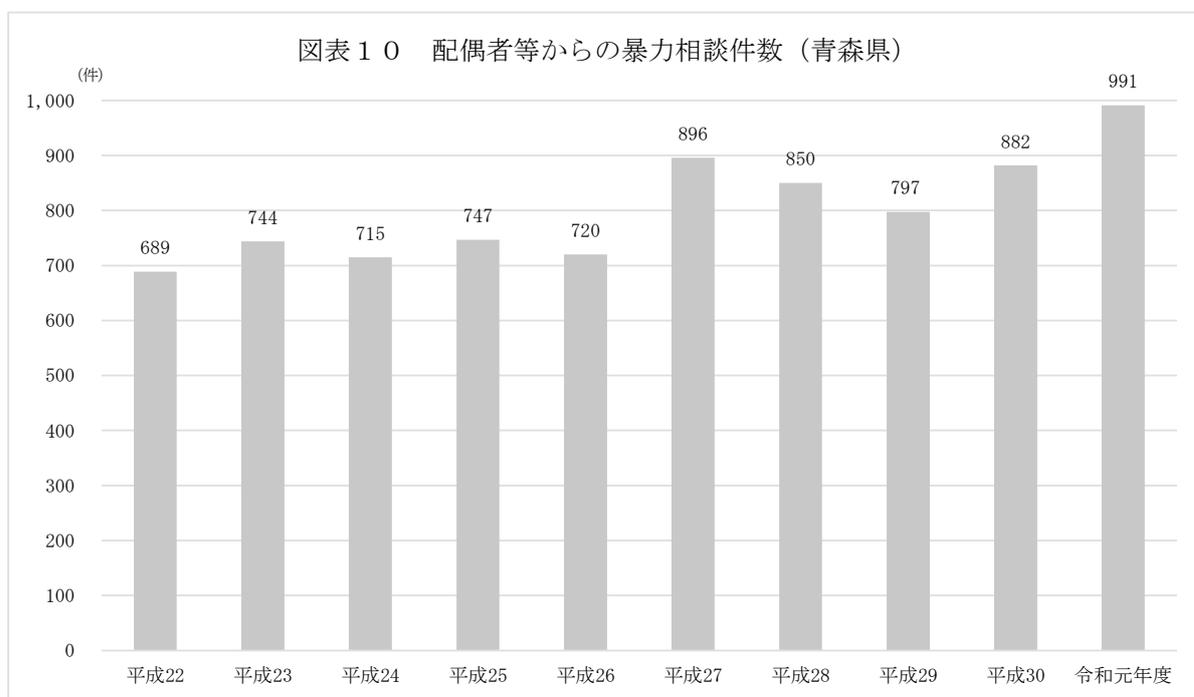
資料：青森県高齢福祉保険課

本県の市町村等における障害者虐待相談対応件数は、令和元年度で49件と
なっています。(図表9)



資料：青森県障害福祉課

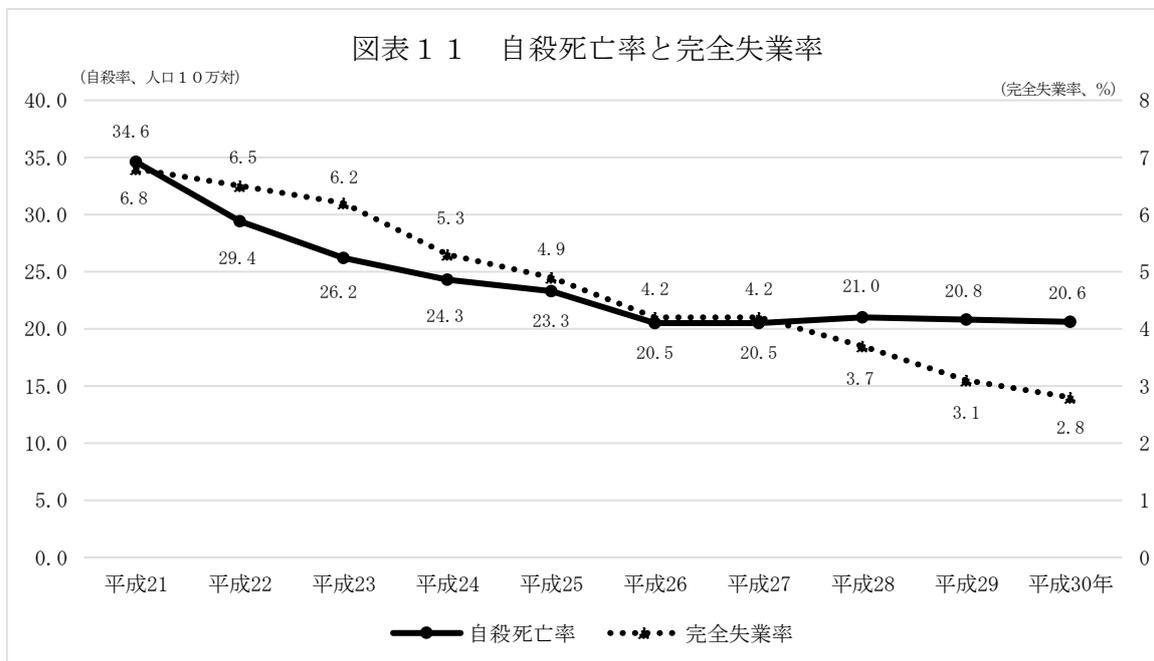
本県の配偶者暴力相談支援センター(*)における配偶者等からの暴力相談件数は、平成29年度以降は増加傾向にあり、令和元年度は991件と
なっています。(図表10)



資料：青森県子どもみらい課

⑦ 自殺の状況

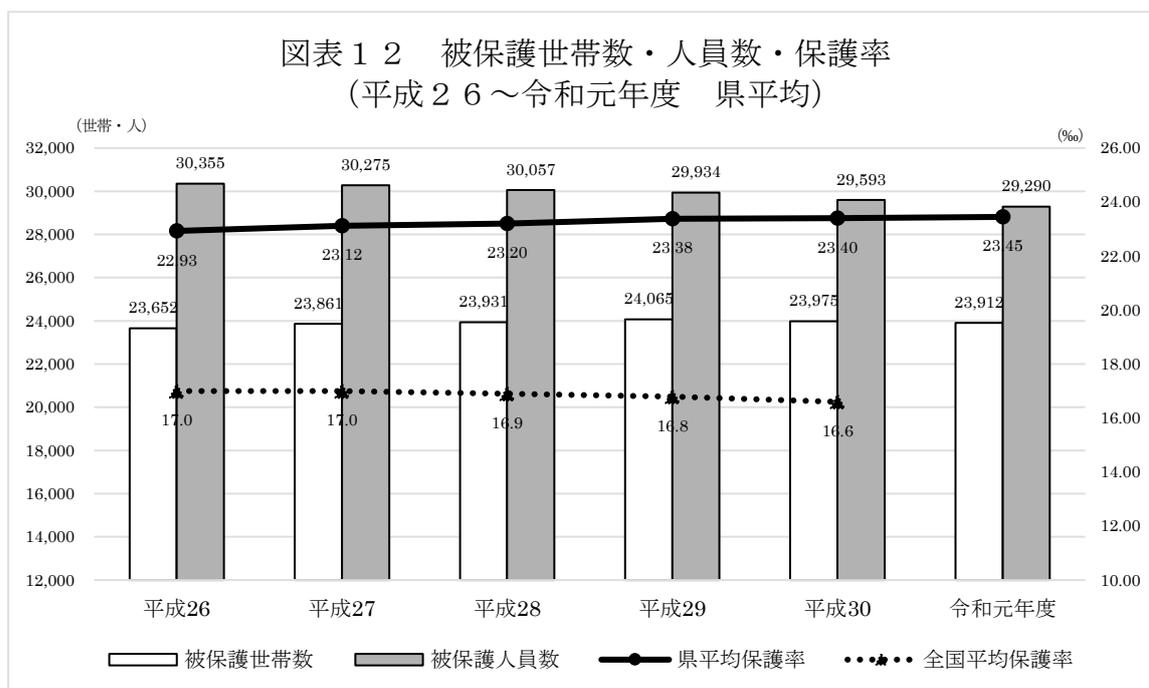
本県の自殺死亡率は横ばい傾向、完全失業率は減少傾向にあります。自殺死亡率は、30年は20.6人（人口10万対）となっています。（図表11）



資料：人口動態統計（厚生労働省）、労働力調査（総務省）

⑧ 生活保護の状況

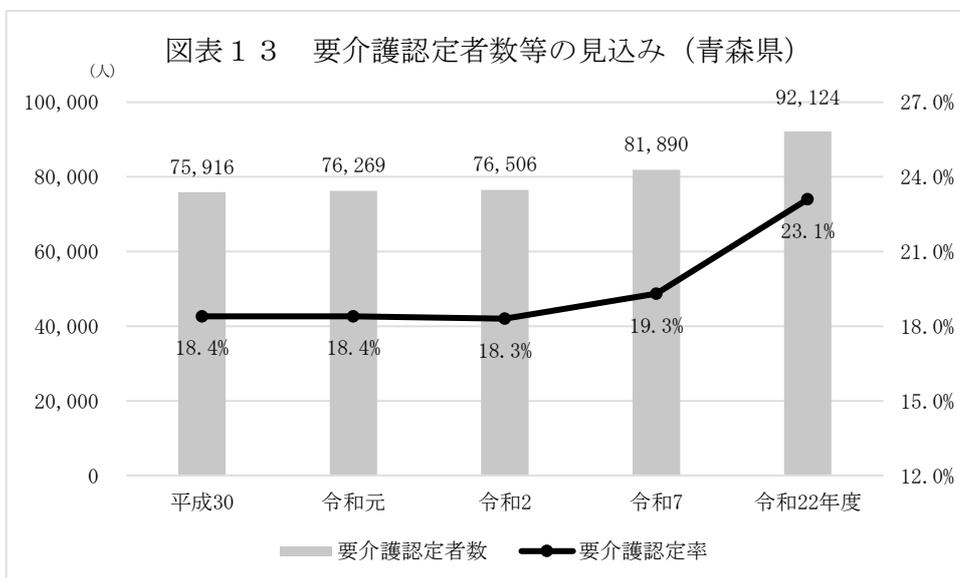
令和元年度の本県の月平均被保護世帯数は23,912世帯、被保護実人員は29,290人となっています。（図表12）



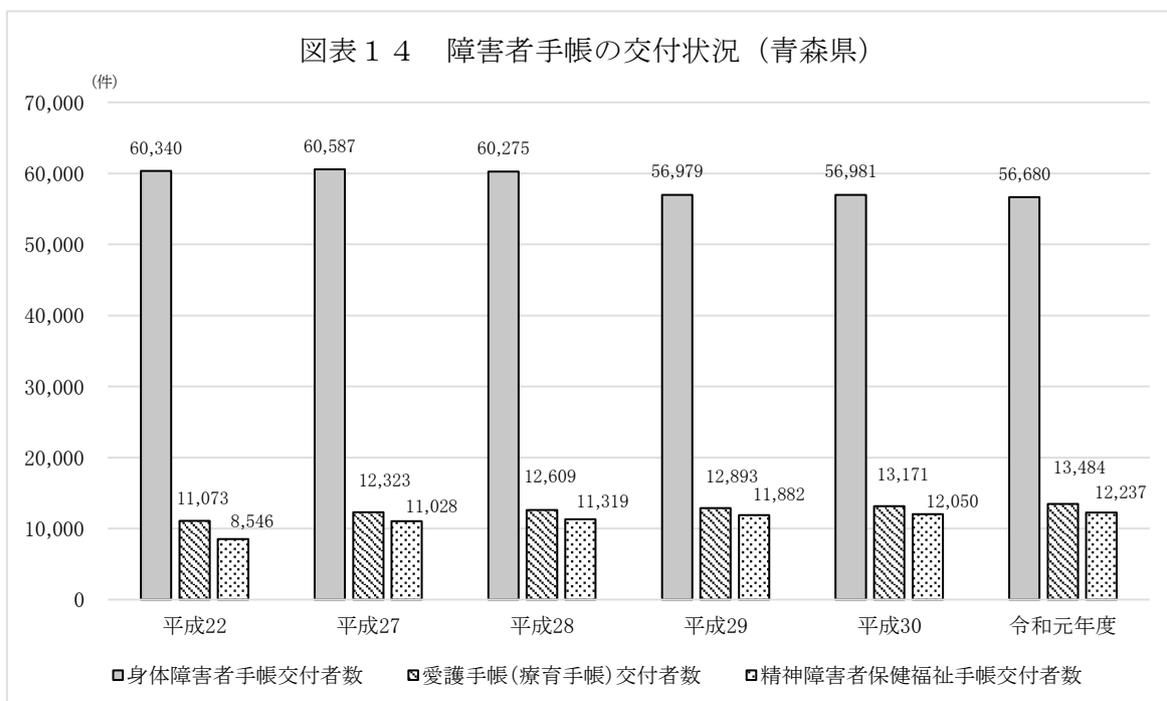
資料：青森県健康福祉政策課

⑨ 介護保険の要介護認定者及び障害者の状況

高齢化の進展に伴い、介護保険の要介護認定を受ける方も今後増加が見込まれます。(図表13) また、愛護手帳(療育手帳)及び精神保健福祉手帳の交付者も増加しています。(図表14)



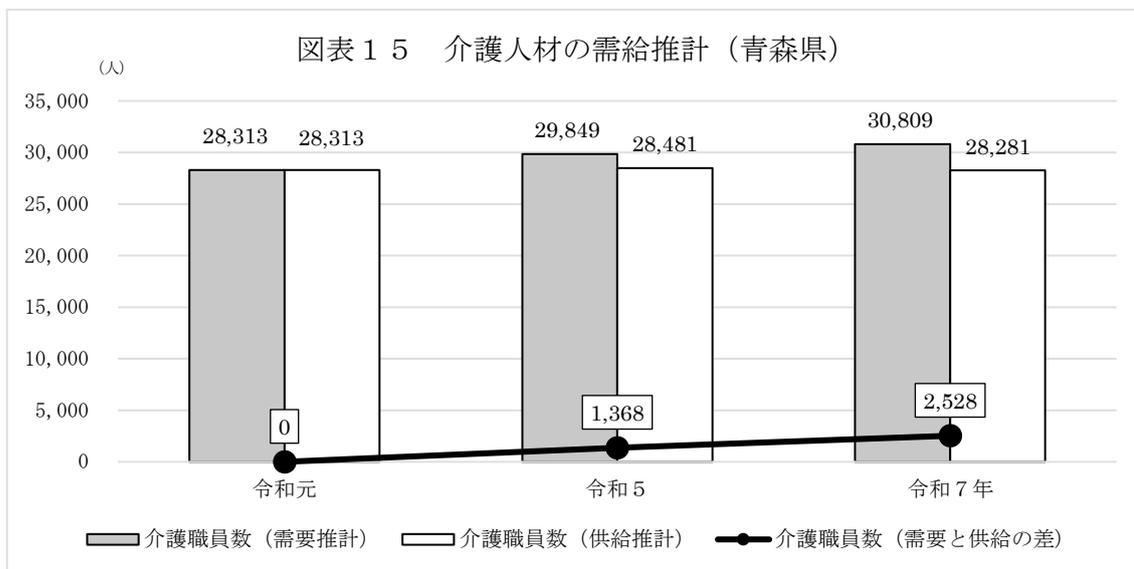
資料：青森県高齢福祉保険課(令和2年までは「介護保険事業状況報告」(各年度7月現在)、令和3年以降は地域包括ケアシステム「見える化」の推計)



資料：青森県障害福祉課

⑩ 介護人材の状況

要介護認定者数の増加等により介護保険サービスの利用者数が増大し、介護人材の需要が増加することから、令和7年（2025年）には約2,530人の介護人材が不足すると推計されています。このため、介護人材確保の取組が喫緊の課題とされています。（図表15）



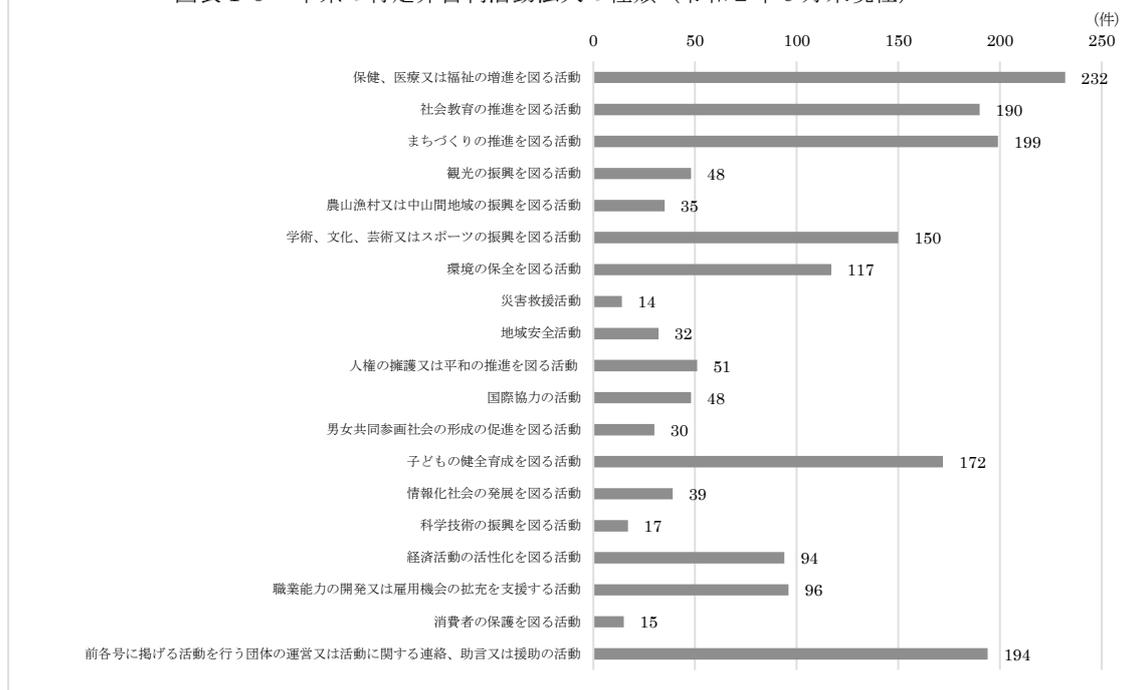
資料：介護人材需給推計ワークシート（厚生労働省）

（2）地方分権の進展とボランティア・NPO活動の振興

地方分権の流れの中で、地方自治体は自らの自主性や自立性を高め、個性豊かな活力あふれる地域社会を形成していくことが求められていることから、住民に最も身近な自治体である市町村の役割が重要となってきています。また、地域においては住民と行政が相互に連携し、共に担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みを作っていくことが地域社会の重要な課題となり、地域社会の運営には地域住民が主体的に参画する機会が拡大することが求められます。

こうした地域住民の社会参加意識の高まりを背景に、ボランティア・NPO活動等地域住民の自主的な活動が活発化してきています。（図表16）介護保険制度では、要支援者の介護予防サービスの一部が市町村の地域支援事業(*)へ移行し、サービスの担い手としてNPO、ボランティアへの期待が大きくなっており、また、地域に見合った保健・医療・福祉・介護の自主的な活動を行っている団体が、地域を越えて自ら連携を模索する取組が県内でも活性化しています。こうした力が地域の相互扶助機能を回復し、コミュニティレベルでの地域づくりを再構築していくことになります。

図表 1 6 本県の特定非営利活動法人の種類（令和 2 年 9 月末現在）



資料：青森県県民生活文化課（上記活動数は、一つの法人が複数の活動をしている場合、延べ数として集計しているため、実法人数とは異なります。令和 2 年 9 月末現在の実法人数は 4 1 6 法人となっています。）

（3）社会福祉分野の制度改革

少子化・高齢化、人口減少といった時代背景や多様なニーズに対応して、社会福祉に係る各分野の制度改革も行われています。

最近の動向を見ると、地域福祉の推進では、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」を規定した社会福祉法の改正、障害者福祉では、障害のある人が望む地域生活を支援するための障害者総合支援法の改正、児童福祉では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務とされた母子保健法の改正、生活困窮者支援では、支援体制を強化するため、一部任意事業の実施が努力義務化された生活困窮者自立支援法の改正、成年後見制度（*）の利用促進のため、成年後見制度利用促進法に基づく、成年後見制度利用促進基本計画の策定などが挙げられます。こうした各分野の制度改革を視野に入れながら、地域福祉を推進していくことが求められています。

(4) 地域福祉の推進に向けたアンケート調査の結果

県では、本計画の改定に当たり、令和元年11月に、地域福祉の推進に向けたアンケート調査を実施しました。

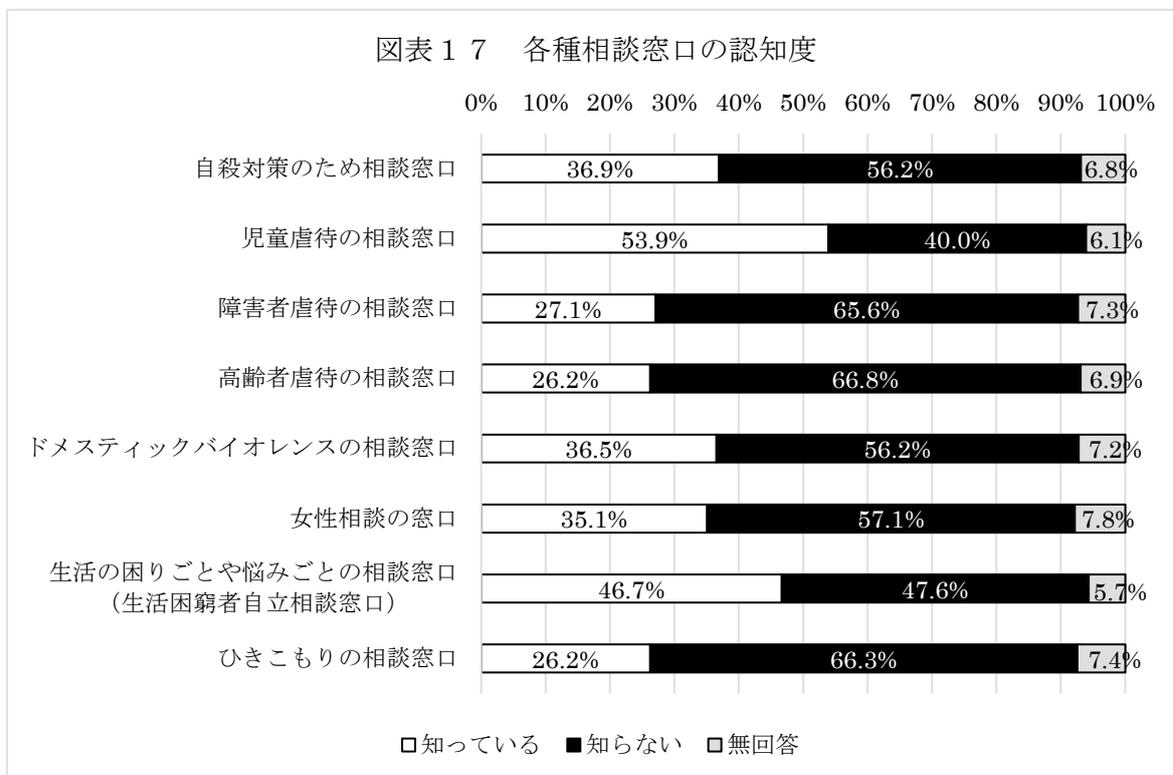
| | 県民向け | 相談機関向け |
|---------|---------------|-----------|
| 調査対象 | 県内在住の20歳以上の県民 | 県内の各種相談機関 |
| 回答数／調査数 | 1,037／2,000人 | 274／347機関 |

この調査は、平成29年12月にも同様の内容で実施しており、前回と今回は、大きな傾向の変化は見られませんでした。2回の調査を通じて、今後取り組んでいくべき課題、方向性が明らかになりました。

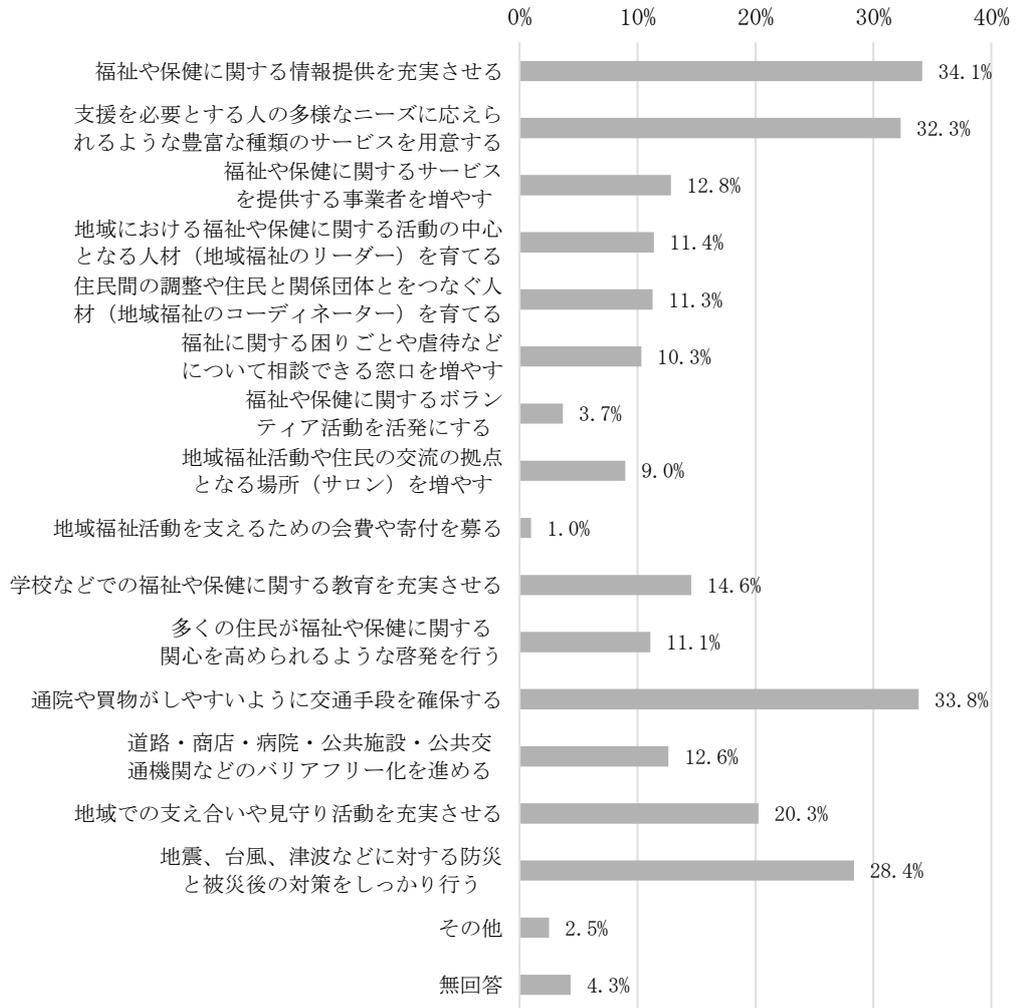
① 福祉に関する情報

県民向けアンケートでは、各種福祉制度における相談窓口の存在が、依然として知られていないという結果となりました。(図表17)

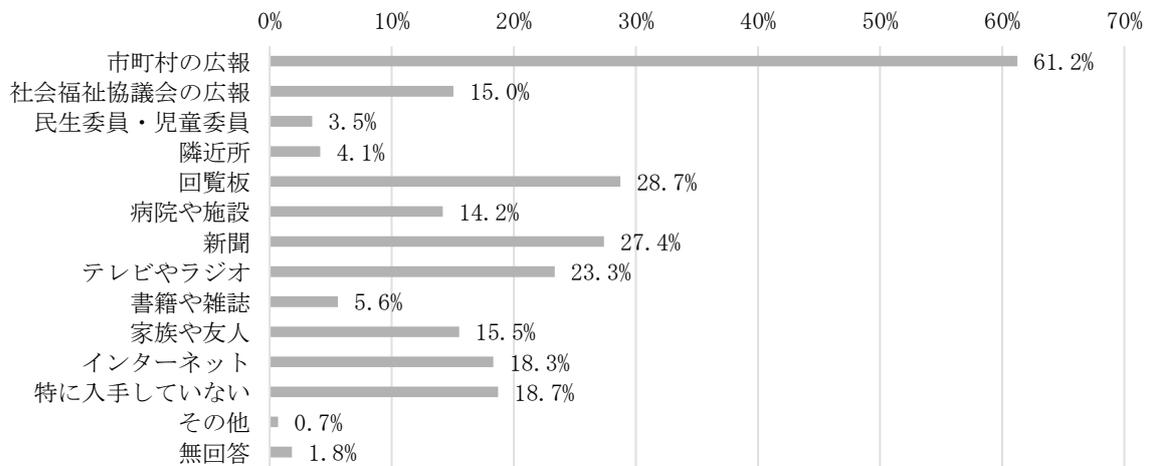
また、地域での安心な生活に必要なこととして、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が最も多く(図表18)、福祉に関する情報の入手手段は、インターネットが普及した現在にあっても「市町村の広報」が最も多いという結果となりました。(図表19)



図表 1 8 地域での安心な生活に必要なこと



図表 1 9 福祉に関する情報の入手方法



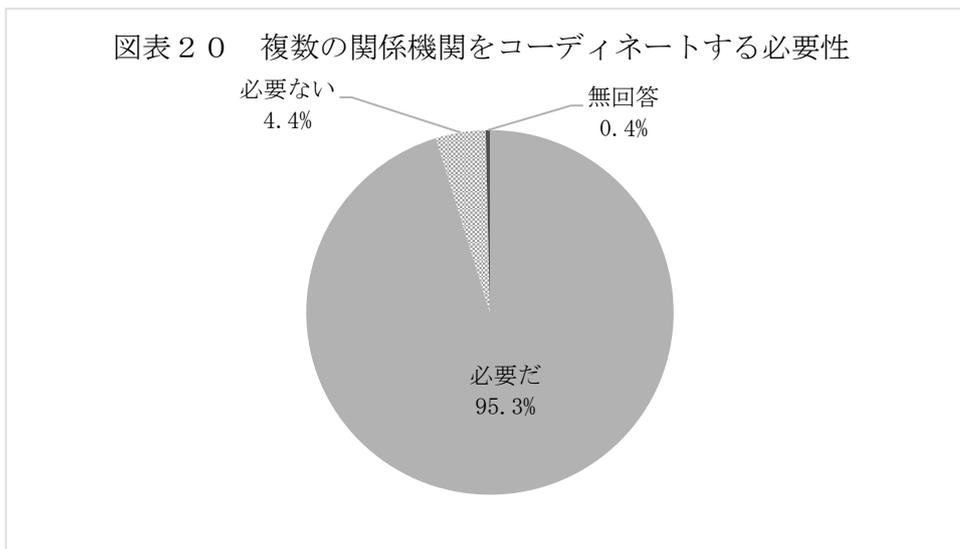
資料：図表 1 7～1 9 とも、「地域福祉の推進に向けた青森県民の意識に関するアンケート調査」

(令和元年 1 1 月・青森県健康福祉政策課調査)

② 複数の機関をコーディネートする必要性

相談機関向けアンケートでは、9割以上の相談機関が複数機関をコーディネートする必要性を感じているという結果になりました。

このことは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を検討する上での重要な要素となるものと考えられます。



資料：「地域福祉の推進に向けたアンケート調査（相談支援機関用）」（令和元年11月・青森県健康福祉政策課調査）

（5）計画改定の方向性

① 本県の現状と課題

- 全国的に人口が減少局面に入り、生産年齢人口が減少している中、本県では他県以上に早い速度で高齢化が進んでいるとともに、高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯の数が増加しています。一方、福祉ニーズは複合化・複雑化しており、複数分野の課題を抱える方への分野横断的かつ包括的な対応が求められています。
- 要介護認定者数の増加等に伴い福祉・介護サービス利用者が増加する中で、福祉・介護人材の安定的な確保・育成が必要です。併せて、公的サービスでは十分対応できない「制度の狭間」へのきめ細かな対応を行うため、ボランティアや社会福祉法人等の役割が増大しています。
- 虐待や配偶者からの暴力相談が増加傾向にあり、関係機関が一丸となった対応が求められています。また、生活困窮者に対する自立支援の取組も引き続き必要となっています。支援を要する方が孤立せずに必要な支援を受けら

れるよう、地域のつながりを再構築することも重要です。

- 県民向けアンケートの結果を踏まえ、福祉に関する制度や相談機関の周知を図る必要があります。

② 計画改定の方向性

計画の改定に当たっては、本県の課題を解決するため、以下の方向性により取組を進めることとしています。

- 包括的な相談支援体制を構築し、複合的なニーズを抱える方への適切な支援を行うとともに、支援に関わる福祉サービスの質の確保を図ること。
- 関係主体が一体となって福祉・介護人材の安定的な確保・定着に取り組むとともに、ボランティア等に取り組みやすい環境づくりを進めること。
- 虐待防止、自殺対策、生活困窮者対策等、自助努力で対応できない問題へのセーフティネット機能を充実・強化するとともに、地域住民や関係団体等多様な主体の積極的な参加による地域づくりを進めること。
- 福祉に関する制度や相談機関を市町村と協力して周知していくこと。

IV 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本目標

本県で暮らす全ての県民が年齢や障害の有無に関わらず、健やかで安心して自立した生活を送ることができる福祉社会を目指して、これまで全国に先駆けて保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築支援に取り組んできました。

今後も引き続き、この取組に国の動向や地域ごとのサービス提供の特徴・課題、地域福祉の推進に向けたアンケート調査により明らかとなった課題や方向性を反映させるとともに、自助、互助、共助、公助の考えを踏まえ、地域福祉の推進を積極的に図っていくことが必要です。

本県を取り巻く課題を解決し、本県における地域福祉の推進を図るため、次の目標のもとに必要な方策を推進していきます。

一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりとした絆で支え合う青森県型地域共生社会の実現

(2) 計画の重点的視点

○ 地域住民の主体的参画と様々な主体間の役割分担

地域福祉の推進については、社会福祉法において地域住民の主体的参画が強く求められており、地域住民が互いに支え、支えられる福祉に大きく転換していく必要があります。このため、地域住民をはじめ福祉サービス事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、行政等様々な主体が、適切な役割分担を持ち、支え合いながら、地域福祉を着実に推進していくことが重要です。

「青森県型地域共生社会の実現」とは、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会の構築を目指し、青森県がこれまで進めてきた保健・医療・福祉包括ケアシステムに「住まい」「生活支援」を取り込むとともに、「交通」「情報通信」「セキュリティ」の地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた深化を図るものです。保健・医療・福祉・介護分野に加え、買物、食事、住まい、移動、交流等の他分野を含め、地域における人材、資源等の状況に応じた取組を展開します。本計画では、「青森県型地域共生社会の実現」の地域福祉部分を担います。

○ 青森県型地域共生社会の推進

地域住民の生活上の問題は複合化・複雑化しており、細分化した縦割りのサービス提供では、住民のニーズを十分に満たすことは困難です。

そのため、福祉分野はもとより、保健・医療分野との連携、地域生活を継続するための住民の食事・移動・買物や災害時対応等の各種支援など、地域の実情に合わせて多くの分野との連携が不可欠なほか、地域おこし協力隊や農山村の地域経営体等、様々な地域の担い手の参画を促進し、地域づくりの視点を踏まえた包括的な支援体制の整備が必要です。

○ 利用者本位の福祉サービスの提供

福祉サービスは、従来の行政主導による「与える福祉」から利用者が自らの自立を目指し「選択できる福祉」に大きく転換しており、利用者本人が質の高い適切なサービスを選択できるよう、十分な情報提供や利用しやすい体制づくり等が求められます。それと同時に、サービスを提供する側も自らサービスの向上に努める必要があります。

○ 福祉の人材の確保・育成と教育との連携

地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉の人材の確保・育成は地域福祉の推進に当たって最も重要なことです。このため、専門的な知識・技能を持った人材の育成はもちろん、それらをコーディネートできる人材等の確保・育成に積極的に取り組む必要があります。

また、少子・高齢化が進行する中で、福祉・介護人材の確保と定着を進めるためには関係主体が一体となって取組を進めていくほか、教育分野との多様な連携に努めることが重要です。

(3) 基本目標に係るアウトカム指標

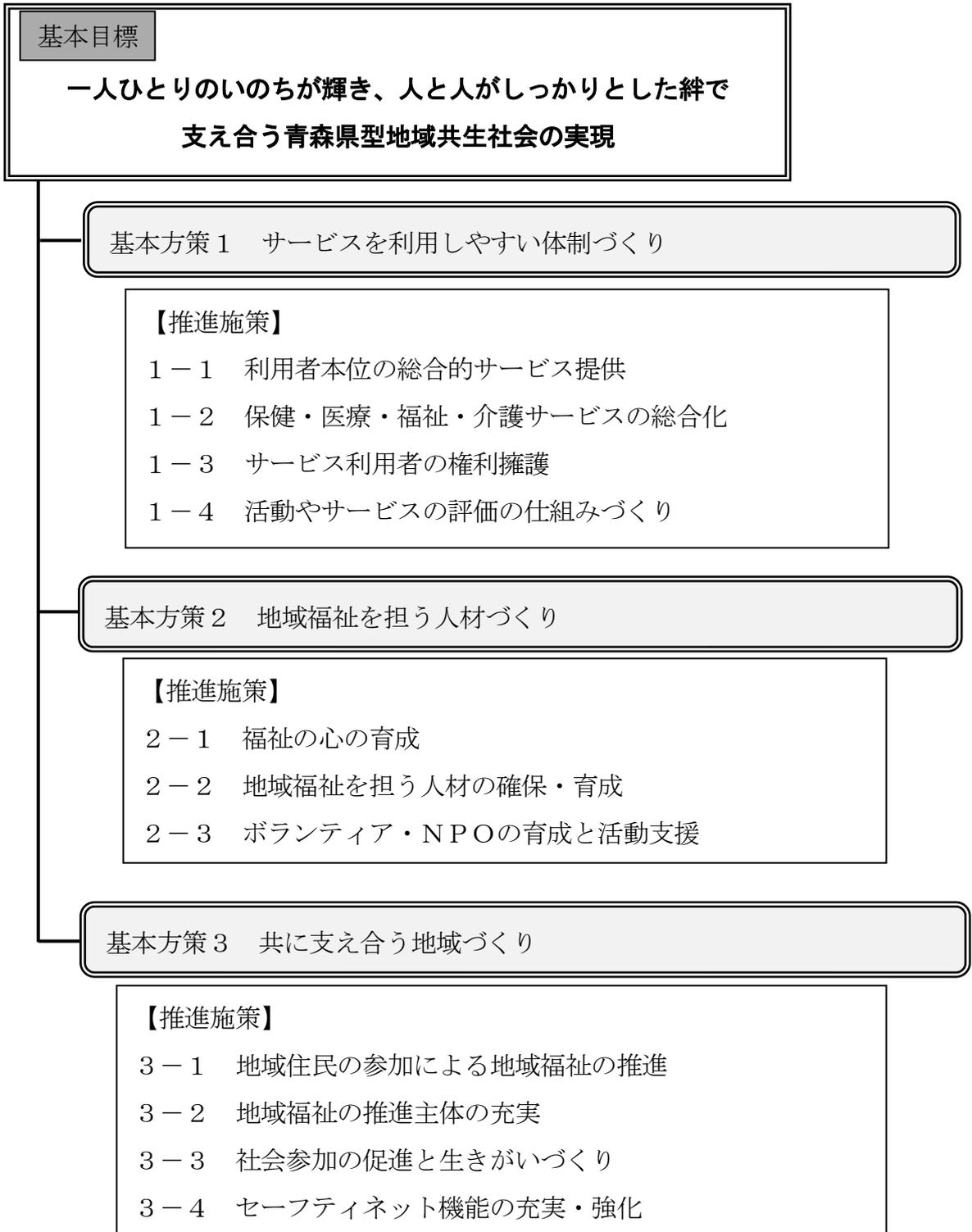
以下の項目に係るアウトカム調査を実施し、地域福祉推進の成果と課題を明らかにします。

- ① 住民意識の向上について
- ② 地域環境の変化について
- ③ 組織間連携の推進について

V 地域福祉推進のための方策の展開

(1) 地域福祉推進のための基本方策

本県における地域福祉の推進を図るため、基本目標に基づき以下の方策を引き続き推進していきます。



基本方策 1 サービスを利用しやすい体制づくり

1-1 利用者本位の総合的サービス提供

高齢者、障害者、ひとり親家庭等の子育て家庭等の福祉サービスの利用者は、それぞれ心身の状況、生活環境等の違いにより必要とされる福祉サービスも異なるため、自らの生活上の課題を解決するためには、いつ、どこで、どのようなサービスを受けることができるのかという情報を入手した上で、サービスを的確に選択・利用することが重要です。

情報提供をする側は、利用者の実態、ニーズを十分把握し、利用者にとって、個人の尊厳を保持し、最適な福祉サービスを自由に選択できる状況を整備する必要があり、課題の整理や選択への助言等相談支援機能が充実していることが求められます。

このため、県や市町村は福祉サービスを提供する施設の適切な整備・配置を行うことはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに適切に対応して相談や利用援助を行うとともに、事業者等に関する多種多様な情報を積極的に収集・蓄積し、多様な媒体を活用して情報を分かりやすく提供していく必要があります。

また、近年、福祉ニーズの複合化、複雑化により、高齢者、障害者、児童等の既存の制度の対応では適切な支援を受けられないという課題も提起されており、今後は、分野ごとの専門サービスについても引き続き機能強化を図りつつ、複合的なニーズをもつ相談者に対しても、適切な支援を提供する仕組みづくりが求められているとともに、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援を求めている人へ支援を行うことが必要です。

① 相談支援体制の充実と包括的な相談支援体制の構築

住民が福祉サービスを利用するに当たっては、いつでも気軽に相談ができ、複雑な問題を整理できるように、それぞれの役割分担や横の連携を密にした対応ができるような相談支援体制が必要であり、できるだけ身近なところに相談窓口が整備されていることが必要です。

さらに、どこに相談しても事案に応じて適切な情報やサービスの提供につながっていくように、縦割りではなく、専門領域を超えた相談機関相互、あるいは相談機関と施設・事業者等のネットワークが切れ目なく、重層的に構築されていることが重要であり、相談者の複合化・複雑化したニーズに対応し、ワンストップで分野横

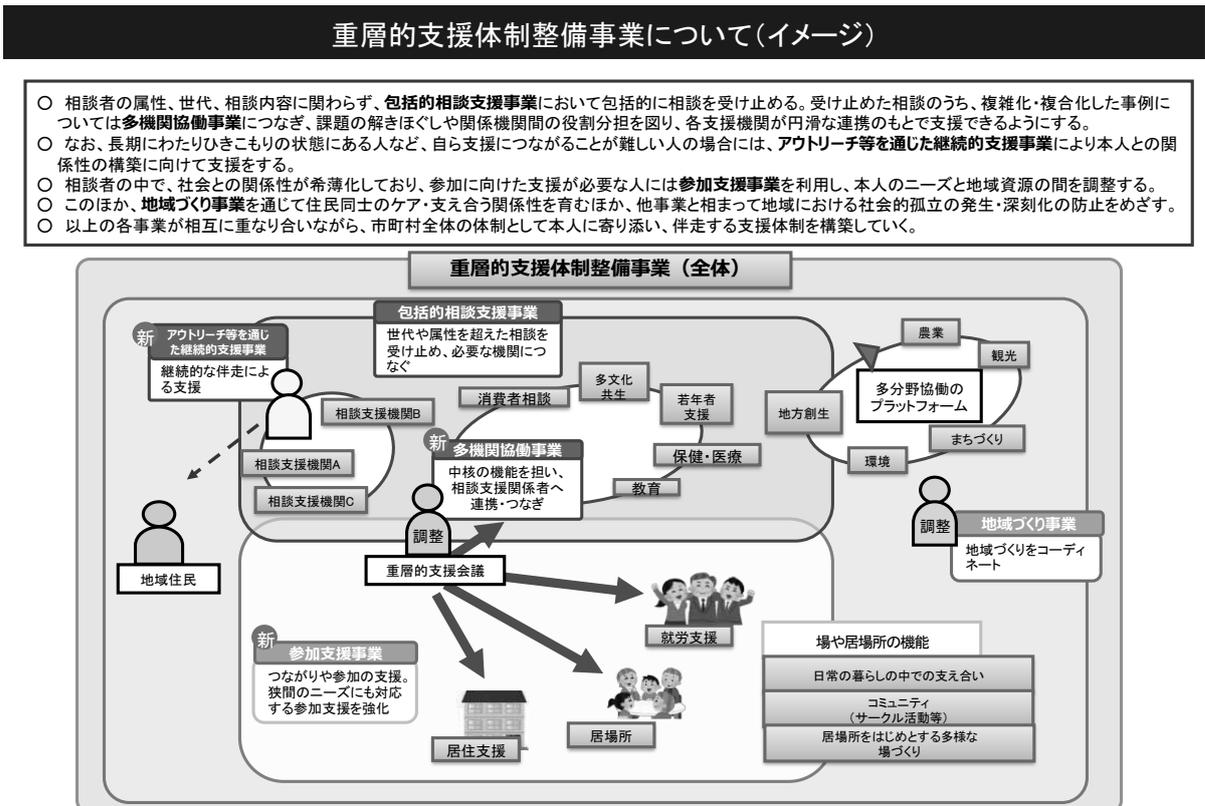
断的に包括的な支援を行うため、各相談支援機関のコーディネート機能を担う相談窓口の設置が望まれます。

本県では、特に人材や地域資源等の不足により単独で取り組むことが困難な町村部を支援するため、平成29年度から平成30年度にかけて、国の包括的支援体制構築事業を活用し、東青圏域の4町村を対象として、関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりに向けた「多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業」を実施しました。

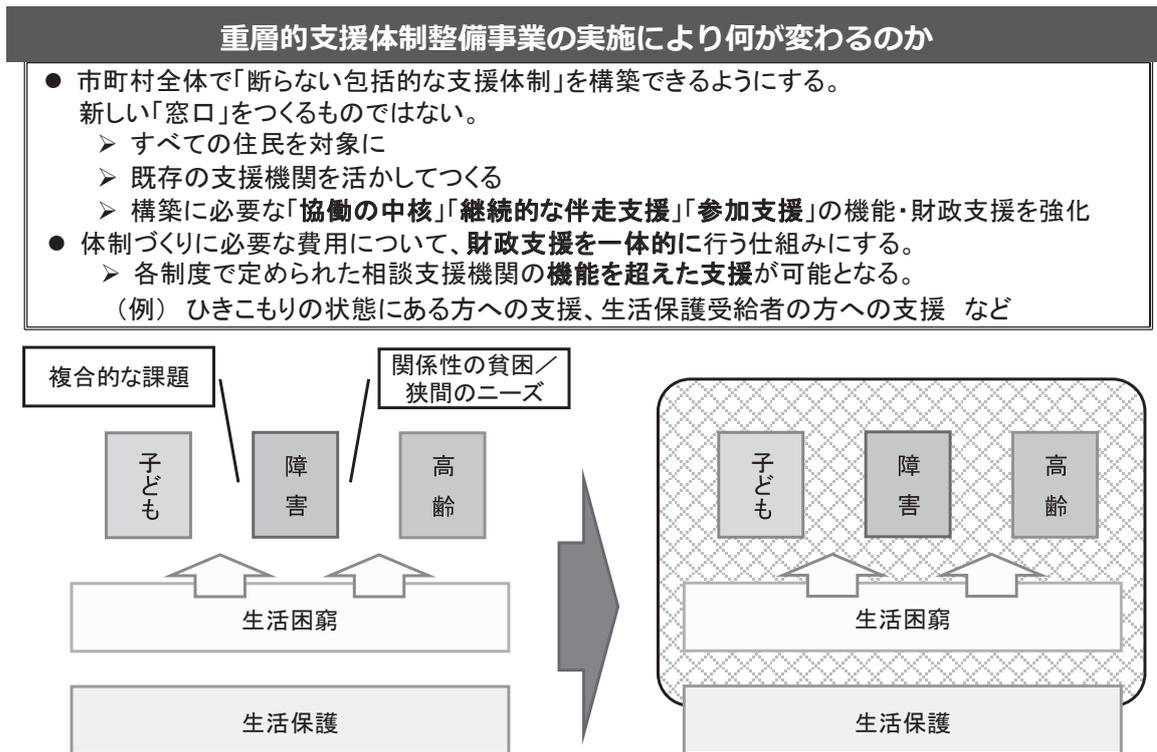
令和元年度は、県から3町村がこの事業を引き継ぎ、令和2年度は、県内10町村に取組が広がっているところです。

包括的支援体制構築事業は、令和2年6月の社会福祉法改正により、令和3年4月から、参加支援事業などの事業を拡充した、重層的支援体制整備事業に移行することとなりました。(図表21、図表22)

図表21 重層的支援体制整備事業 (イメージ図)



図表 2 2 重層的支援体制整備事業の実施により何が変わるのか



資料：図表 2 1、2 2 とも、厚生労働省

(施策展開の方向)

- 住民にとって、最も身近な支援者である民生委員・児童委員(*)や身体障害者相談員(*)、知的障害者相談員(*)等の活動の一層の周知を図ります。
- 地域における総合的な相談窓口として機能するよう、市町村(地区)社会福祉協議会や地域包括支援センター(*)、障害者相談支援事業所(*)、子育て世代包括支援センター等を支援します。
- 要保護児童対策地域協議会(*)等、市町村の機能が充実するよう支援していきます。
- 重層的支援体制整備事業を実施し包括的な相談支援に取り組む市町村が増えるよう、事業の周知や市町村間の情報共有の場づくりのために、情報交換会を開催します。
- 重層的支援体制の整備に当たっては、まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、環境、社会教育、交通、都市計画等、福祉や医療だけでなく様々な組織と連携、ネットワークの構築を図ります。
- 相談機関相互、相談機関と施設・事業者の連携が円滑に行われるよう、相談業務

従事者の資質の向上を図ります。

- 複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える住民に対し、包括的な相談窓口において、対象者との相談、それを踏まえて必要となるサービスの検討、複数機関にまたがる支援のコーディネートを分野横断的かつ包括的に行うため、圏域単位の相談支援機関を中心とした地域のネットワークを構築し、包括的な相談支援体制の構築を進めます。

② 専門相談機関の充実・強化及び連携促進

高度で複雑な専門性を要する問題に対して、的確に対応できる専門相談機関を充実・強化することが重要です。

また、専門相談機関相互及び地域における相談機関との連携をいかに進めるかはさらに重要な課題です。

(施策展開の方向)

- 県の各種専門相談機関（福祉事務所、児童相談所、保健所、障害者相談センター、女性相談所、精神保健福祉センター等）の充実と連携強化を図ります。
- 専門相談機関と地域における相談機関（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市町村、地域包括支援センター等）との重層的なネットワークを強化し、一貫した支援体制が構築できるよう努めます。また、住民が地域の身近な課題解決に取り組み、専門職はそれをバックアップするとともに高度な課題解決を担うなど、地域住民と専門相談機関との役割分担・連携を図ります。

③ 福祉に関する情報の提供

住民がニーズに合ったサービスや事業者を比較し、選択するためには、必要な情報が十分かつ容易に入手できることが必要であり、情報の受け手である住民側も様々な生活環境にあることから、多種多様な手段・方法による情報提供が求められます。

(施策展開の方向)

- 市町村や関係機関と協力し、福祉に関する制度、相談機関、福祉サービスの周知・情報提供をしていきます。
- テレビやラジオ番組、広報紙等による情報提供を継続し、県のホームページ等インターネットやSNSを活用した情報提供を充実させるとともに、より分かりやすい内容にするよう創意工夫をします。

○市町村や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等各種媒体を活用した分かりやすい福祉サービス情報の提供を促進します。

④ 事業者によるサービスの質の向上に向けた取組の支援と情報の開示

社会福祉法においては、事業者が自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立った良質な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされており、また必要な情報についても積極的に提供するよう規定されています。

県や市町村による広報だけでなく、施設や事業者自らも提供するサービスの内容や提供体制等の情報を正確に開示・提供することも、利用者の利便性を高める上で重要な取組です。

また、不足している福祉・介護人材の確保のため、求職者が社会福祉法人や介護サービス事業所の職員処遇・人材育成等の情報を入手しやすい環境の整備等が望まれます。

(施策展開の方向)

○施設・事業者による適切な情報開示・提供が行われるよう指導します。

○事業者の福祉サービスの質の向上を支援する「福祉サービス第三者評価(*)」や「地域密着型サービスの外部評価」への取組を推進します。

○利用者のサービス選択のための情報を提供する「介護サービス情報の公表」への取組を推進します。

○福祉・介護人材確保を図るため、学生・求職者等に対し、社会福祉法人等における職員処遇・人材育成に関する有用な情報を提供します。

○介護サービス、保育サービス、障害福祉サービス事業所等に対する認証評価(*)の実施により、人材確保・育成、質の高いサービス提供に積極的に取り組む事業者の「見える化」を進めます。

⑤ 適切な施設配置・整備

社会福祉施設については、利用者本位の視点に立ち、地域における諸条件を勘案し、種別・地域的なバランスを考えながら整備を推進する必要があります。

(施策展開の方向)

○施設の種別ごとに地域の需要や必要性を考慮し、適正かつ計画的な整備を図ります。特に数の少ない種別施設は、偏在しないよう留意します。

- 利用者の生活の質を重視し、ゆとりのある居住空間やプライバシーの確保に配慮した施設の整備を図ります。
- 地域の特性に配慮した施設の整備を推進するとともに、多様な施設の整備、施設の複合化、改築整備、既存施設の有効活用等を進めます。
- 人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みとして、多世代交流・多機能型福祉拠点づくりを推進します。

1-2 保健・医療・福祉・介護サービスの総合化

サービスの提供に当たっては、高齢者、障害者、ひとり親家庭等の子育て家庭等支援を必要としている人々の状況を的確に把握して、対象世帯一人ひとりのニーズに適切に対応できる仕組み、体制づくりが必要であり、支援を要する人の立場に立って、どのような支援が必要かを見極め、必要なサービスを総合的に切れ目なく提供していくことが求められています。

そのためには、保健・医療・福祉・介護が連携して適切なサービスを提供することはもとより、地域住民やボランティア団体、NPO法人等によるインフォーマルサービス(*)を組み合わせて提供していくことも大切です。

また、高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、地域包括ケアシステム(*)を構築し、住まいを中心に、医療・介護をはじめとする必要なサービスを一体的に提供できるよう、介護保険制度の中で在宅医療・介護連携推進事業(*)が市町村の取組として義務づけられています。このため、市町村が円滑に取り組むことができるよう、県にも適切な支援が期待されています。

① 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進（「青森県型地域共生社会」の構築）

保健・医療・福祉包括ケアシステムは、住民が、生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護のサービスを提供する機関が連携し、必要な時に一体的に切れ目なくサービスを提供する仕組みであり、県は、平成9年度から、推進組織の設置や各種事業の展開により、住民に最も身近な市町村を基本単位として構築されるよう取り組んできました。

また、本県の平均寿命及び健康寿命が全国の下位にあることから、全ての分野における全ての段階での予防へとつないでいく機能が重要であり、平成26年からは予防を重視した包括ケアシステムを推進してきました。

これまで、市町村における包括ケアシステムの構築支援、医師の確保、保健師活動の再構築、地域連携パスの開発・普及等の取組を進めてきた結果、多職種によるケース検討や退院時の連絡調整等が行われるようになり、保健・医療・福祉・介護の連携の基盤は一定程度整備されています。

国では、令和7年（2025年）を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指していることから、

これまで本県が進めてきた保健・医療・福祉包括ケアシステムにも新たな要素を加え、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会、すなわち「青森県型地域共生社会」の構築を目指す視点を加味していく必要があります。

(施策展開の方向)

- 市町村が構築した包括ケアシステムを改良・発展させていくための取組を支援します。また、これまでの保健・医療・福祉包括ケアシステムに、国の制度改正や地域ごとの支援体制の違い等を反映させていきます。
- 市町村及び二次保健医療圏(*)で在宅医療・介護連携に向けた体制整備が図られるよう、関係機関との調整や人材育成等を支援します。
- 保健師による家庭訪問等を通じた地域住民との直接対話や保健協力員(*)、食生活改善推進員(*)等の地域にある人的資源の育成と活用を図り、関係者間での緊密な連携・協働等により、地域に根ざし、予防を重視した包括ケアシステムの推進を図ります。

② 地域における公的サービスとインフォーマルサービスとの融合・協働

地域において、支援を要する人が適時・適切なサービスを選択、活用するためには、公的サービス、インフォーマルサービスを問わず、必要なサービス供給量が充足されている必要があります。

そのために、社会福祉法人、医療法人、公益法人だけでなく、営利法人、ボランティア団体、NPO法人、地域住民等多種多様な主体の参入が望まれます。介護保険制度においては、要支援1・2の軽度者に対する介護予防サービスの一部が保険給付から市町村の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、各市町村では、地域の実情に応じて多様なサービスを提供することが可能となり、こうしたサービスの担い手としても、民間企業、NPO法人、ボランティア等多様な主体の活用が重要です。

特に、インフォーマルサービスについては、子どもの預かりや配食サービス、移送・送迎サービス、子ども食堂などの子どもの居場所づくり等、公的サービスでは賄いきれない部分まで盛り込んだきめ細かなサービスを住民の要望に応じて柔軟に提供してくれることが期待されています。

各地域において、行政、サービス提供事業者及びインフォーマルサービスを展開する個人や団体が、相互に連携・協働することにより、一層、利用者本位の総合的

なサービス提供を実現することが可能となります。

(施策展開の方向)

- ボランティア団体やNPO法人等の活動に取り組みやすい環境の整備を図り、地域のインフォーマルサービスへの参加を促進します。
- ボランティア団体やNPO法人等によるインフォーマルサービスを含む地域のサービスを、総合的かつ効果的に提供する仕組みづくりを支援します。
- 地域の支援ニーズとボランティア団体やNPO法人等サービス主体のマッチングを行う人材の養成を支援します。
- ボランティア等と協働して、地域に不足する資源の検討、新たな社会資源の創出を図ります。
- 保健・医療・福祉・介護従事者や地域住民による地域づくりに向けた自主的な取組と、県・市町村等の取組との連携を図ります。

1-3 サービス利用者の権利擁護

介護保険サービスや障害福祉サービス等多くの福祉サービスでは、サービスの利用者と提供者が対等な関係で契約を締結します。しかし、認知症のある高齢者や知的障害、精神障害のある人等は、サービス利用に際して何らかの支援を要する状態であったり、財産管理の能力が十分でないこともあります。

また、苦情申し立てによりサービス改善を求めることも利用者固有の権利です。真にサービス利用者が事業者と対等の立場に立ち、安心してサービスを受けるためには、サービス利用者の権利擁護が一層重要な課題となっており、今後の高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加が見込まれることから、権利擁護の体制強化が望まれます。

① 日常生活自立支援事業(*)の推進

「日常生活自立支援事業」は、判断能力が不十分で、日常生活の営みに支障のある人が福祉サービスを利用する際に、必要な手続きや費用の支払いに関する事務を支援する制度です。本県では、県社会福祉協議会が、県内12か所の基幹的社会福祉協議会等に、福祉サービス利用援助事業の実施や当該事業の従事者の資質向上及び普及・啓発を行う事業を委託して実施しており、着実に本事業の趣旨が浸透してきています。今後は、潜在的なニーズがありながら利用に結びついていないケースを着実に利用に結びつけることが必要です。

(施策展開の方向)

- 地域において日常生活自立支援事業への理解が深まり、多くの対象者が利用できるように、県民への広報・啓発活動を行います。
- 潜在化しているニーズを発掘し、日常生活自立支援事業につなげるよう、市町村社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- 社会福祉協議会職員や施設職員、民生委員・児童委員等の人権や権利擁護に関する研修を行います。
- 県社会福祉協議会に設置している地域福祉権利擁護センターの機能強化を図るとともに、市町村社会福祉協議会による独自の権利擁護への取組を推進します。

② 成年後見制度の活用促進

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない方が、福祉サービスや財産管理に関する契約等法律行為を行うに当たっては、成年後見制度を活用す

ることが望まれます。

高齢化等の進展を背景に制度の活用は着実に伸びていますが、一方で、制度の周知不足や費用の問題、手続きに時間がかかり迅速性に欠ける、後見人のなり手不足など、広報・啓発や利用者・後見人等への支援が課題となっています。平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度の利用を促進する取組を促進することとされています。

(施策展開の方向)

- 中核機関の設置・運営に関する支援を行うとともに、成年後見制度に関する研修を実施するなど、成年後見制度の市町村長申立てが円滑にできるよう市町村の取組を支援します。
- 社会福祉協議会、家庭裁判所、法務局、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、判断能力が低下した方が、成年後見制度を利用しやすい仕組みづくりを進めます。
- 後見人等が必要な人の早期発見の体制づくりや市町村長等による家庭裁判所への申立ての活用促進等、成年後見制度の利用及び制度の普及を支援します。
- 後見等の業務を担う人材を育成・活用するため、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における活動を推進します。

③ 苦情解決体制の整備

利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利と利益を擁護する上で、苦情解決への取組は重要な課題となっています。

このため、社会福祉法において、各事業者は、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。

また、利用者と事業者の間では解決困難な事案を処理したり、利用者からの申し出に基づいて斡旋等を行う「青森県運営適正化委員会」が県社会福祉協議会に設置されています。さらに、介護保険サービスについては、青森県国民健康保険団体連合会が第三者機関として苦情解決に当たることとされています。

今後のサービス利用者の増加や利用者の権利意識の定着によって、苦情解決へのニーズは益々高まることが予想されます。

(施策展開の方向)

- 利用者への広報・啓発及び事業者自らの苦情解決体制の整備を指導し、利用者が苦情の申出を行いやすい環境づくりを進めます。
- 苦情解決に客観性を持たせ、利用者の立場に配慮した適切な対応が行われるよう、事業者への研修会や巡回指導、監査等を通じて、学識経験者等による第三者委員の設置を指導していきます。
- 事業者による解決が困難な事案等に対応するため、県社会福祉協議会や県国民健康保険団体連合会の苦情解決体制への支援を引き続き行っていきます。

1-4 活動やサービスの評価の仕組みづくり

事業者が質の高いサービスを提供するため、自らのサービスの水準を点検し、その改善を行っていく上で、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選択するための情報として、サービス評価の実施と評価結果の利用者への開示を進めていくことは重要な取組です。

また、自己評価のみでは事業者間の比較が難しいことから、民間の第三者評価機関が専門的・客観的な立場から適正に評価を行うことも重要な取組です。

一方、このような自主的な取組に加えて、経営指導や指導監査による事業の適切な運営への指導・支援も、サービスの質の確保を図り、事業の適正な運営を確保する観点から、引き続き取り組んでいく必要があります。

① サービス自己評価の実施

社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されています。

自己評価による自らのサービス水準の点検と改善を繰り返し実施することにより、恒常的なサービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取組を進めていく必要があります。

(施策展開の方向)

○適切な自己評価が行われるよう評価基準の提供等必要な支援を行います。

② 福祉サービス第三者評価の推進

福祉サービスに対する評価の客観性や信頼性を高める上では、自己評価から一歩進んで、一定の基準を満たした公正・中立な第三者機関による評価が一層有効と考えられます。

第三者の目から見た評価結果や福祉サービスの利用者に関わる様々な情報を幅広く利用者や事業者提供する仕組みをつくることは、サービスの内容、質を利用者に見えるものとし、利用者のサービス選択やサービス内容の透明性の確保を図ることになり、さらには、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことにもつながることから、本県においても、福祉サービス第三者評価の推進に向けて積極的な取組を進める必要があります。

併せて、求職者が事業所を選択する際の有用な情報を提供するため、人材確保・

育成に積極的に取り組む事業所の情報を公表することも、福祉・介護人材の確保にとって重要です。

(施策展開の方向)

- 福祉サービス第三者評価制度の普及を図ります。
- 評価結果の適切な情報公開と利用者への情報提供を推進します。
- 介護サービス情報の公表や社会福祉法人の事業・職員処遇等に関する情報の公表を推進します。併せて、介護サービス、保育サービス、障害福祉サービス事業所に対する認証評価の実施により、人材確保・育成、質の高いサービス提供に積極的に取り組む事業者の「見える化」を進めます。

③ 経営指導・指導監査の充実

サービス提供事業者が、適切な人事、労務、会計等の管理を行い、安定的な経営基盤を確立することは、サービスの質を確保する上で重要な課題です。このため、県社会福祉協議会においては、経営全般に関する指導・相談・援助を行っています。

また、県が行う指導監査も、法に基づいた適切な事業運営やサービス提供を確保する上で重要な役割を担っています。

社会福祉法人以外にも多様な事業者が福祉サービスに参入する中で、経営指導や指導監査を通じて適切な事業運営やサービス提供を促していくことはこれからも重要です。

(施策展開の方向)

- 施設運営の効率化や近代化を図るため、県社会福祉協議会における社会福祉法人や社会福祉施設の経営指導を支援していきます。
- 監査機関相互の連携を図り、事業者が適切な人事管理・組織運営が行えるよう、指導監査を一層充実させていきます。

基本方策2 地域福祉を担う人材づくり

2-1 福祉の心の育成

地域福祉を推進していくためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、自らの問題として福祉への理解と関心を高めていくことが大切です。

そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたり、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報・啓発を行っていくことが重要です。

① 児童生徒に対する福祉教育の推進

人格形成期において、生命の大切さ、自分を尊ぶ心、他人を尊重する心、社会貢献の精神、ノーマライゼーション(*)やソーシャル・インクルージョン(*)の理念、豊かな人間性に裏付けられた福祉の心は、幼児期から様々な体験を通して育まれるべきものです。

これまで、各学校では、学校教育活動の中にボランティア活動を積極的に取り入れ、福祉の心の育成に努めてきました。

また、市町村社会福祉協議会においては、独自にボランティア推進校を指定し、地域での活動体験を通じた児童生徒に対する福祉教育に取り組んでいます。

福祉教育は、社会の中で支え合い、共に生きるための力を育むものであり、全人格的な発達の基礎となるものであることから、学校における教育活動のみならず、家庭や地域においても日常生活を通じて積極的に取り組んでいく必要があります。

その実施に当たっては、学校、教育委員会と市町村社会福祉協議会をはじめとする地域の関係者が十分に連携を図り、地域の障害者や高齢者等の参画を得ながら、学校の各教科等を通じて取り組む必要があります。

(施策展開の方向)

- 学校等において、ボランティア活動等の実体験を取り入れた福祉教育の取組を行います。
- 高齢者や障害者等に対する基礎的理解、介護・福祉等の課題に関する理解を深めるため、小・中学校において、高齢者や障害者等の当事者、福祉サービス事業者からこれまでの体験談等直接話を聞く機会や高齢者等疑似体験をする機会の確保を図ります。
- 子どもたちが、地域の多様な住民との交流を通じて、地域の一員として課題解決

に参画することの大切さを学べるような気運の醸成や環境の整備を進めます。

② 地域における福祉教育・啓発の推進

地域においては、幼児期から多様な人との関わりを通して豊かな人間性を育み、さらには、福祉制度等への理解を図りながら、地域の一員として地域の課題解決に役割を果たそうとする意識を醸成することが大切です。

そこで、互いに支え合う心や活動等を育む環境づくりを進めるため、家庭、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会等が一体となった地域連帯の輪を広げ、その上で、生涯学習の観点から、住民一人ひとりが生涯の様々な時期に応じた福祉の心を醸成するために、福祉講座や講演会等の開催、体験活動の実施等が必要となります。

特に、今後は身近な地域における福祉教育の充実が重要であり、そのためには、市町村（地区）社会福祉協議会（*）や学校と連携した取組の充実が求められています。

また、このような学習を通じて、ボランティア等の実践活動に展開させていくことが重要です。

さらに、福祉の心の育成に当たっては、多様な情報提供や啓発活動も重要であり、様々な機会を捉えて積極的に広報等を進めていく必要があります。

（施策展開の方向）

○地域住民の福祉への理解を深めるための講習会や体験学習等の機会の充実を図り、地域住民が抱える生活課題や地域資源の活用などを学習し合う場づくりを促進します。

○地域の中での人々の多様な交流の促進や福祉活動への取組を通じて、地域住民の福祉の心が一層深まるよう、学校と市町村（地区）社会福祉協議会や町内会との連携を促します。

2-2 地域福祉を担う人材の確保・育成

福祉サービスは、人を相手とし、人が行うものであることから、適切なサービス提供を行うためには、地域福祉を担う人材の質及び量の両面にわたる確保が不可欠となっています。特に、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、後期高齢者の増加とともに要介護高齢者が増大し、福祉・介護サービスのニーズの増大が見込まれる中で、福祉・介護サービスを支える人材をしっかりと確保し、養成していく必要があります。

一方で、生産年齢人口は減少局面に入り、福祉・介護業界と他産業との人材獲得競争が今後ますます激化することが予想される中で、事業者は求職者や利用者から選ばれる事業者となることが求められます。

加えて、一人暮らし高齢者の増加、児童虐待、高齢者虐待や配偶者等からの暴力、自殺等の課題もあり、地域住民が求める福祉サービスの内容はより高度化、複合化、複雑化していることから、専門的な知識・技術を持ちながら、サービス利用者の人間性を尊重し、さらに保健・医療・福祉・介護の連携の視点を持った人材が求められています。また、そのように培われた専門性を生かして、地域の人材を育てることも重要となってきます。

県では、平成28年3月に「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」を策定し、行政、福祉・介護事業者、事業者団体、従事者、職能団体、福祉・介護人材養成施設等、関係主体が一体となり、適切な役割分担のもとに、ALL青森の推進体制で協働して、福祉・介護人材の安定的な確保及び定着に向けた取組を進めています。

① 福祉分野への参入促進

福祉・介護の現場では、未経験者から有資格者まで様々な人が就労しており、新卒者よりも既卒者（中途採用者）が多い、女性や中高年齢者の割合が高い、非正規職員が多いという特徴があります。

このため、新卒者の確保と、既卒者として幅広い人材の参入を促す取組を両輪として進め、多様な人材が安心して福祉・介護の仕事に就き、ライフスタイルに合わせた多様な働き方で、意欲・能力に応じて活躍できる環境づくりを進める必要があります。

（施策展開の方向）

○福祉・介護の魅力を伝え、理解促進とイメージ向上を進めます。

- 新卒者のほか、若者、中高年齢者、障害者、他産業からの転職者、福祉・介護経験者等、未経験者も有資格者も含め、多様な人材の参入を促進します。
- 求職者が必要とする情報の公表、事業者の採用活動の強化等の取組を進めます。
- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう、地域福祉関係の人材養成機関や関係団体等と密接に連携を図り、専門的人材の養成を進めていきます。
- 青森県福祉人材センター(*)、青森県保育士・保育所支援センター(*)による専門的人材の確保、各種支援制度による人材の県内への就業促進を図ります。

② 労働環境・処遇の改善による定着支援

介護業界からの離職者のうち約6割は入職後3年以内であること、保育士については入職後5年以内の早期離職の傾向があることから、早期離職の防止は重要な課題であり、離職理由に応じた雇用管理の改善を進める必要があります。

(施策展開の方向)

- 介護サービス、保育サービス、障害サービスにおける認証評価制度や事業所情報の公表により「見える化」を推進します。
- 雇用管理改善により魅力ある職場づくりを推進し、職員の定着促進を図ります。

③ 福祉人材の資質向上

サービス利用者が抱える多面的な課題を分析し、適切な福祉サービスを提供するためには、自らの専門分野における資質の向上はもちろんのこと、他の専門分野との連携や地域の中の人材・資源の効果的活用等の視点をもった人材を養成する必要があります。

また、その専門性を生かして、地域の人材を育成し、共に課題解決していける仕組みづくりが重要です。

福祉・介護職員が福祉・介護のプロとして自分の仕事に誇りを持ち、キャリアアップをしていくことは、サービスの質の向上につながるとともに、福祉・介護の魅力発信を進める上でも重要です。また、職員のモチベーションや資質の向上により定着率が高まると、よりサービスの質が向上するという好循環が生まれます。従って、未経験者でも安心して福祉・介護の仕事に就き、必要な研修を受講して知識・技術を身につけるとともに、本人の意欲・能力に応じて資格取得等によるキャリアアップできるような取組が重要です。

(施策展開の方向)

- 県立保健大学や県社会福祉協議会等と協力し、保健・医療・福祉・介護分野の連携を踏まえた研修体制を構築していきます。
- 地域にある大学等の人材専門機関や社会福祉施設が有する専門性を活用し、地域の中で人材を育成する仕組みづくりに努めます。
- 将来の見通しを持って働き続けるためのキャリアパス(*)整備を推進します。
- 未経験者でも本人の意欲・能力に応じてキャリアアップができる環境を整備します。
- 複合化、複雑化した課題に対応する相談支援従事者や様々な地域の課題に対応する方々について、研修・会議等を通じて、人材の確保・資質の向上に努めます。

2-3 ボランティア・NPOの育成と活動支援

地域福祉を推進していくには、地域の課題を自分たちで考え、共に支え合うという観点から、保健協力員、食生活改善推進員をはじめとした地域住民の自発的な取組が何より重要です。特に、ボランティア団体やNPO法人等の役割は、サービスの担い手の確保や、公的サービスでは十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」を埋めるきめ細かいサービス提供等において、今後ますます大きくなることが予想されます。

県では、「青森県ボランティア活動等の環境整備に関する条例」に基づき、ボランティア団体やNPO法人等が活動に取り組みやすい環境整備に努めています。

また、県社会福祉協議会に設置した青森県ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア講座の開催、相談支援等の取組を通して、ボランティアを育成・支援しています。

企業等による社会貢献活動等、新しい分野のボランティア（プロボノ^(*)など）の育成や、実践活動に向けた資質の向上を含め、今後もボランティアの育成が必要です。

① ボランティア等が取り組みやすい環境づくり (施策展開の方向)

- 企業等による社会貢献活動等、地域の新しい課題に取り組むボランティア・NPO法人等の普及・啓発や人材育成のための講座、実践活動に向けた手法を学ぶための講座等、様々なレベル、種類に応じた多様な学習機会を提供できるよう、青森県ボランティア・市民活動センターの活動を支援します。
- 地域のボランティア団体・NPO法人等の情報や、支援を必要とする人、活動機会についての情報等の収集・提供及びそれに基づく適切なマッチングが円滑に行われる仕組みを強化します。
- プロボノの普及等を通じて、ボランティア活動に取り組む企業や人材の拡大を図ります。
- ボランティア活動者や団体間のネットワークづくりを進め、活動範囲の拡充や活動しやすい環境づくりを支援します。

② ボランティア等の人材育成 (施策展開の方向)

- 学校と社会福祉協議会、町内会（自治会）等地域の関係団体が連携して、幼児期

から実践を通してボランティアの心を培うことができるような取組を進めていきます。

- 市町村社会福祉協議会やボランティア推進団体等と連携し、研修や交流会を行い、あらゆる世代のボランティア活動の掘り起こしを支援します。
- 地域の活性化に積極的に取り組む高齢者の人材育成と組織づくりを推進します。
- 災害ボランティアコーディネーター連携研修会等により人材を育成するとともに、ニーズに即した活動を展開できるよう、市町村社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体との連携を促進します。

基本方策3 共に支え合う地域づくり

3-1 地域住民の参加による地域福祉の推進

社会福祉法第4条においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」とされています。

年齢や障害の有無に関わらず、県民の誰もが住み慣れた家庭や地域で、その人らしい自立した生活を送るためには、行政によるサービス提供に加えて、同条にうたわれているように地域住民自らが地域福祉を構成する一員として、より住みやすい地域を作っていこうとする自主的・主体的な活動が重要です。今後は、各地域において住民の総意のもと、地域福祉の推進を基調とした福祉のまちづくりに向けてより一層、力を結集していく必要があります。

一方、市町村の役割は、地域福祉の推進のための行政計画である「地域福祉計画」の策定・推進を通じ、地域住民の参加や関係団体と協働して福祉のまちづくりのための具体策を示し、必要な行政サービスや保健・医療・福祉・介護等のサービスを総合的に提供していくとともに、近隣コミュニティを築き、地域住民が共に支え合い、活動しやすい環境づくりを行うことにあります。

① 住民参加と多様な主体の協働

地域では、地区社会福祉協議会、社会福祉法人、町内会（自治会）、老人クラブ、PTA、医療・福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等様々な団体が、多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声かけや助け合いが行われています。

本県においても、地域住民が主体となって定期的を開催する高齢者の集いの場や子ども食堂が県内各地で急速に増加しているほか、社会福祉協議会、生活協同組合をはじめ、電力・ガス・水道事業者、郵便事業者、新聞、宅配業者、保険、金融等幅広い業種の民間企業等と行政が協定を締結し、高齢者や障害者等支援を要する住民への見守りを重層的に行う取組が全市町村に広がっています。県社会福祉協議会

では、「福祉安心電話サービス事業」を実施し、地域で暮らす一人暮らし高齢者世帯等への見守りを24時間体制で行っています。

その他、民間企業では、社会福祉協議会等が行うフードバンク(*)事業に対する食料、食材の寄付をはじめする様々な社会貢献も行っています。

今後は、住民や民間企業等多様な主体によるこのような取組をさらに進め、地域の福祉課題に対する共通認識を持ち、地域をあげた取組を一層進めていくことが望まれます。

また、地域福祉の推進に当たっては、市町村と地域団体の協働による効果的なサービスの提供や地域福祉活動への住民の参加の促進等、市町村としての取組が重要であり、市町村計画としての「地域福祉計画」と民間の福祉活動計画としての「地域福祉活動計画」が適切な連携を保ちながら策定・推進される必要があります。

(施策展開の方向)

- 社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の推進を支援し、住民参加や多様な主体の協働を促進します。
- 地域における認知症の理解者及び支援者であるキャラバン・メイト(*)や認知症サポーター(*)の積極的な養成と関係機関との連携を支援し、認知症の正しい知識の普及と理解を図ります。
- 確実な見守り活動を行うため、民生委員以外にも、町内会や福祉安心電話の協力員、新聞配達業者や宅配業者等事業者、コンビニエンスストア等幅広い協力が必要であり、これら見守り活動のネットワークをさらに広げることにより、見守り活動の強化を図ります。

② 福祉コミュニティ(*)づくり

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと生活するためには、年齢や障害の有無、暮らしている地域に関わらず、全ての地域住民が主体的に地域と関わり、それぞれの状況に応じて地域の主役として活躍できる条件が整備されている必要があります。

そのためには、支援をされる側としてのみ捉えられがちな高齢者・障害者等の持てる能力、知識やこれまでの経験を生かして、自ら社会活動に参加するなど、支援を受ける側にある人が違う場面では支援する人となり、地域住民全てが「互いに支え合う」という観点に立った取組が重要になります。

少子化・高齢化の進行、核家族化、女性の社会参画等により、家庭や地域を取り巻く環境が変化し、地域の結びつきが希薄化しています。特に、今後は、社会全体

で子育てを支援する地域社会づくりや一人暮らしの高齢者ばかりでなく、何らかの課題を抱えているものの既存の制度の対象にならない方をはじめ、支援を要する人々が孤立することなく、地域の中で見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らししていけることが必要です。

全ての地域住民が互いに認め合い、共に支え合い、共に生きる社会づくりを行うことにより、一人ひとりの自己実現が可能となるとともに、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念が具現化できるものと考えられます。

(施策展開の方向)

- 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、地域の中で支援するとともに、必要に応じて公的なサービスが受けられるようにするため、小地域のネットワークがより機能するよう引き続き支援し、その活用を図ります。
- 県内各地で実施されている、高齢者の集いの場や子どもの居場所づくりを支援していきます。支援に当たっては、世代間交流をはじめ地域内の多様な交流が促進されるよう努めます。
- 公共施設、福祉施設、空き教室、空き店舗等について、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層の有効活用を図ります。

3-2 地域福祉の推進主体の充実

地域福祉の担い手は、地域住民をはじめ、サービス事業者、ボランティアや民間団体ですが、これら主体を支援し、主体間の適切な連携を確保し、持てる力を最大限発揮させる役割を担うものとして、「民生委員・児童委員」、「県社会福祉協議会」、「市町村社会福祉協議会」があります。地域福祉の推進に当たっては、これらの充実強化が不可欠の課題です。

① 民生委員・児童委員の活動強化

民生委員・児童委員は、地域住民にとっても最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、課題解決に向けて取り組むことが期待されています。特に、近年は、災害時の取組、子育て家庭への支援、児童虐待や高齢者虐待の早期発見や高齢者の見守り等、地域実態に即した具体的で迅速な取組が求められています。

しかし、その活動範囲の広範さによる精神的な負担感、対応する問題の複合化・複雑化、個人情報取扱いと関係機関との情報共有等の課題が指摘され、民生委員・児童委員が地域福祉の中核としてその力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備が求められています。

地域住民が抱える生活課題が複合化・複雑化するなか、民生委員・児童委員が住民に適切な助言を行い、効果的なサービス利用につなげていくためには、研修を充実させることはもとより、関係機関・団体との連携強化や行政による支援を強化する必要があります。

(施策展開の方向)

- 民生委員・児童委員（主任児童委員(*)）として、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得及び向上のための研修を充実させるとともに、新任者をはじめ活動を行う上での課題解決に向けて行政のサポート体制を強化します。
- 関係機関・団体との情報共有を図り、ネットワークを強化するとともに、専門機関と民生委員・児童委員（主任児童委員）との適切な役割分担を行います。
- 地域の関係機関や住民に対して、民生委員・児童委員制度及び職務の普及啓発と周知を進めます。
- 民生委員・児童委員のなり手不足の解消に向けて、豊かな知識と経験を持ち、定

年を迎え時間に比較的余裕のある世代をはじめ幅広い世代への働きかけ等を強化します。

② 市町村社会福祉協議会の充実

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置付けられた市町村社会福祉協議会は、地域住民をはじめ社会福祉に関する事業・活動を行う者のほか、幅広い地域の機関・団体で構成され、市町村と連携・協働しながら地域福祉を推進する中核的団体としての役割を担っています。

これまで、市町村社会福祉協議会は、福祉総合相談、福祉教育、ボランティアの養成と福祉活動への参加促進、住民参加による声かけや見守り及び在宅福祉サービスの提供等住民参加を基本として幅広い活動を展開し、公的サービスでは対応できない多様な人々の多様な生活課題の解決に積極的に取り組んでいます。

今後は、より身近な地域での福祉活動の充実が求められることから、地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談支援機能の充実をはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのコーディネーター(*)としての役割が一層期待されています。

(施策展開の方向)

- 各市町村社会福祉協議会における身近な相談支援機能の充実が図られるよう、県社会福祉協議会を通じて支援します。
- 地域福祉推進のコーディネーターとして、「支援をしたい人」と「支援が必要な人」をつなぐ、協働システムの普及を図ります。
- 住民により近い立場にある地区社会福祉協議会の取組を活性化させます。

③ 県社会福祉協議会の充実

県社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置付けられており、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業経営者等を構成員として組織され、福祉人材センター、ボランティア・市民活動センターの運営、生活福祉資金の貸与、福祉サービスに関する利用援助や苦情解決、大規模災害発生時における人材派遣、成年後見人等監督業務等、地域福祉の推進のための広域的な事業等を実施しています。

今後も、本県の地域福祉推進の中核的団体として、市町村社会福祉協議会や関係団体と連携しながら、より専門性の高い事業を展開することにより、本県の地域福祉を推進することが期待されています。

(施策展開の方向)

○県社会福祉協議会がその本旨に即して運営され、本計画の推進力となるよう体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

④ 社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきました。しかしながら、社会福祉法人の今日的な意義は、これに止まらず、地域福祉の中心的な担い手として、営利企業等他の経営主体では対応困難な福祉サービスの提供を含め、複合化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取組を積極的に講じ、地域社会に貢献することにあります。

こうした時代の要請を踏まえ、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、地域社会に貢献する法人の在り方を確立するために、社会福祉法が平成28年3月に一部改正されました。地域福祉との関わりにおいては、社会福祉法人について地域における公益的な取組が責務として規定され、社会福祉法人には、市場で安定的・継続的に提供されることが望めない福祉サービスの提供、すなわち既存の制度の対象とならない福祉サービスを無料または低額で提供する事業に取り組むことが求められています。

本県では、青森県社会福祉協議会が事務局となり、趣旨に賛同する社会福祉法人により「青森しあわせネットワーク」を組織し、制度の狭間で支援が必要な人に対し、支援を行っているほか、近隣の社会福祉法人が協働して公益的な取組を模索する動きが、各地で見られるようになってきました。

(施策展開の方向)

○社会福祉法人が、その本旨に基づき、地域のニーズを踏まえて、日常生活、社会生活上の支援を必要とする方に対して無料または低額な料金により福祉サービスを提供する事業に取り組むことができるように、必要な情報提供や複数法人の連携による事業の実施等の支援を行います。

3-3 社会参加の促進と生きがいづくり

誰もが住みよいまちづくりを推進するため、年齢や障害の有無、性別に関わらず、誰もが利用しやすい生活環境の整備が必要です。本県においては、平成10年に「福祉のまちづくり条例」が施行され、「あおりユニバーサルデザイン(*)推進基本指針」を策定し、一人ひとりがこちよく暮らせるまちづくりを進めています。また、平成13年に施行された「青森県男女共同参画推進条例」により、あらゆる分野での男女共同参画社会の実現を目指しています。

障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行され、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、行政機関、民間会社、個人事業者や非営利で活動する団体を含め全ての事業を行う者に対して、障害のある人への不当な差別的取扱いが禁止されています。

また、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年問題への対応が重要な課題となっています。高齢者に対して、「弱者」という意識を改め、地域の中でできるだけ自立し、これまでの経験と能力を生かし、生きがいをもって暮らしていけるような人間関係と環境づくりを進めることが重要です。

① 全ての人が暮らしやすいまちづくり

本県においても、一人ひとりが健やかで安心して自立した生活を送ることができ、それぞれの役割を果たすことができるような社会の実現を目指すことを基本理念に、「もの」、「情報」、「サービス」、「まち」について、誰もがこちよく暮らせるように進められています。

(施策展開の方向)

- 不特定多数の者が利用する公共的施設の出入口のスロープや、障害者をはじめ誰もが利用できるトイレの設置等、全ての人が暮らしやすいよう、ユニバーサルな社会づくりの普及啓発を促進します。
- 障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者やその家族等からの相談に的確に応ずる体制の整備等に取り組み、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を推進します。
- 性別による差別を撤廃し、社会における制度及び慣行について配慮し、特に女性が働きながら安心して子どもを産み育てることのできる職場環境の整備について支援します。

- 高齢者や障害者等の食事、買物や通院等の移動を支援する取組を促進します。
- 本県においては冬期間積雪が多く、歩道や移動手段の確保が十分にされていないため、高齢者や障害者が外出に不安を抱え、ひきこもりがちになります。道路や周辺の除排雪対策はもちろん、地域ボランティアの育成を図り、きめ細かな声かけができる体制の整備を行います。

② 社会活動参加の促進

平均寿命が延び、長い高齢期をどのように健康で生きがいをもって暮らすことができるかが課題となっています。団塊の世代を含め、高齢者のニーズは多様化し、画一的な世代観は通用しなくなってきました。高齢期を意義ある時期として捉え、新しいシニアライフの創造に向けた環境が必要とされています。

(施策展開の方向)

- 高齢になっても、豊かな知識と経験を発揮しながら、年齢に関わりなく、意欲・能力に応じて活躍できる環境づくりを推進します。
- 高齢者のつどいの場等の交流の場づくりや、老人クラブ活動、生涯学習・生涯スポーツ活動等を通じて、一人ひとりの生きがいを高める取組を推進します。
- 就業意欲のある高齢者が年齢に関わりなく希望する働き方ができるような環境づくりを推進します。
- 障害者の雇用状況は厳しく、就職したいと考えるものの雇用場がなく、就職できない障害者が数多くいることから、障害者の雇用場を確保し、就業・生活面一体となった支援を行い、雇用を促進するとともに、障害者の個々の職業能力開発を促進するための職業訓練を実施します。

3-4 セーフティネット機能の充実・強化

いつ深刻な事態を招くかわからない災害や犯罪、本県でも深刻な問題になっている自殺問題、生命の危険を伴う虐待問題等、新たに取り組む必要がある課題について各種ネットワークを形成し、検討する必要があります。

個々の自助努力では対応しきれない問題に対しては、保健、医療、行政、司法、警察等へ相談・通報しやすい環境を整備するほか、地域住民、教育関係者、福祉関係者、民生委員・児童委員やボランティア団体等が、関係機関と役割分担しながら適切かつ速やかに対応するなど、地域社会のセーフティネット(*)として機能する必要があります。

① 地域の安全の確保

近年、地震をはじめ、台風や集中豪雨、豪雪等の自然災害が多発し、各地で大きな被害が発生しています。

高齢化が進む本県においては、大規模な災害が発生した場合、自力あるいは家族の支援のみでは避難の実施や避難生活を送ることが困難な方が増加しており、地域や関係機関が連携した対策を講じる必要性が高まっています。

災害発生時に備え、支援を必要とする人へ日頃から地域ぐるみで行っている見守りや声掛け等の活動は、一人暮らしの高齢者、高齢夫婦世帯、障害者、子育て家庭等要配慮者への避難支援を的確に行うための取組や体制づくりにもつながります。

(施策展開の方向)

○災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）について、あらかじめ把握しておくとともに、避難の支援、安否の確認その他災害から身を守るために必要な措置を実施するための基礎となる名簿及び一人ひとりに対応した支援計画の作成を進めます。

○災害発生時に備え、日頃から関係機関との連携を図り、町内会や民生委員・児童委員が中心となり、地域ぐるみで安全確保に努め、高齢者や障害者等、自力での避難・移動が困難な人に対する、近隣住民や民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等による安否確認や避難支援を行っていきます。

○上記2点については、個人情報「保護」と「利用」の調整を図るという個人情報保護法の趣旨を踏まえ、支援の必要な人に関する情報を行政等関係機関・団体

と共有するとともに、県及び市町村の防災部門とも緊密に連携します。

- 福祉避難所の指定が進むように市町村に対し支援していきます。また、避難所において高齢者、障害者、乳幼児等の良好な生活環境が確保できるよう、市町村を支援します。
- 災害時のボランティア活動をより迅速、効率的に行うため、防災ボランティアコーディネーターや災害時における協力者を養成し、社会福祉協議会との連携を強め、災害時に備えた取組を行います。
- 災害発生時に被災地域の要配慮者を支援する災害福祉支援チーム(DCAT) (*)の活動を推進します。
- 積雪の多い冬期間は生活が閉ざされがちになり、特に高齢者は活動が低下し、要介護の割合は増加する傾向にあります。そのため、行政機関、消防機関、建設業者、ボランティア団体、NPO法人等によるネットワークを構築し、除排雪活動を推進します。
- 「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、互いに守り合い、支え合う地域づくりを推進します。
- 心の健康づくりやうつ病予防の普及啓発、自殺の危険性のある人の早期発見・早期対応の中心的な役割を果たすゲートキーパー (*)の育成等を行うとともに、相談窓口の設置等相談体制の充実及び生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と連携強化を図り、各分野において地域の中にある様々な資源を活用しながら、社会的取組として総合的に自殺予防を推進します。

② 虐待防止支援体制の構築

これまで、児童虐待の防止等に関する法律をはじめ、配偶者、高齢者、障害者に係る虐待や暴力防止に関する法律が制定されていますが、痛ましい事件は引き続き発生しています。本県においては、虐待を未然に防止するため、人権意識の啓発を図るとともに、弁護士等の司法の専門家や警察と連携をとり対応しています。

(施策展開の方向)

- 子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を与えることから、県民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持ち、地域一丸となった取組を進めるため、子ども虐待の未然防止対策を推進し、市町村をはじめとする関係機関における早期発見、早期対応、子どもや保護者に対する治療等切れ目のない総合的な支援を講じ、地域全体で子どもを守る支援体制づくりに積極的に

取り組みます。

- 配偶者等からの暴力（DV）は、安全で健やかに生活する権利を害し、被害者やその子どもの心と体に深刻な影響を与えることから、DVを許さないという社会全体の意識づくりを進めます。
- DV被害者の緊急時の迅速な安全確保と子ども等への支援の充実を図り、被害者の自立に向けて継続的に支援します。
- DV防止関係機関職員の資質向上と連携強化を進めます。
- 市町村における高齢者虐待防止体制の構築に向けて、県の高齢者虐待防止支援マニュアル等の周知や虐待対応に係る研修会の開催により市町村を支援します。
- 養介護施設従事者等が施設内において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務、養介護施設における適切な虐待防止体制の整備等について、養介護施設の職員全てが認識するよう、周知徹底を図ります。
- 高齢者虐待防止に向けた県民への啓発に努めます。
- 弁護士、司法書士、医師、保健師、社会福祉士等の司法・保健・医療・福祉等の専門家がネットワークを形成し、虐待対応ネットワークをつくり、虐待についての知識を深め、事例検討等を行い、緊急時の対応や成年後見制度の活用支援を行います。
- 障害者権利擁護センター（*）機能を有する県及び障害者虐待防止センター（*）機能を有する市町村においては、関係機関との連携を図りながら、障害者虐待防止体制を整備し、障害者虐待の防止・早期発見・早期対応を図ります。
- 障害者虐待の未然防止や発生後の適切な対応のため、通報等の対応を行う市町村職員や福祉施設の設置者・管理者及び従事者向けの研修を実施します。

③ 生活困窮者の自立支援等

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行を受け、県内に市及び町村部を合わせて16か所の相談窓口が設置され、生活困窮者に対し包括的な支援が進められています。

今後は、支援を必要とする方を確実に相談支援に結びつける取組の推進が必要であり、関係機関との連携強化等効果的な取組を進める必要があります。

（施策展開の方向）

- 県は町村部を対象に相談窓口を設置し、相談業務を行います。
- 生活困窮者の支援が適切かつ円滑に行われるよう、市町村等に対し、情報提供や

必要な助言等を行います。

- 市町村の福祉部局や租税・公共料金担当部局、教育機関、社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員、その他の関係機関と連携しながら対象者の早期発見に努めます。
- 生活困窮者の把握のための必要な情報を得て効果的に支援を実施するため、自立相談窓口と福祉事務所、ハローワーク間の連携に加えて、福祉部局その他様々な部署や関係機関と連携協力し、支援に取り組みます。
- 制度に関する積極的な広報に努めます。
- 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金）と任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談改善事業、子どもの学習支援事業等）、関係機関、他制度、多様な主体による支援の実施により、対象者の自立を支援します。
- 任意事業のうち、生活困窮者自立支援法において実施が努力義務とされている就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、未実施の市に対し、情報提供や必要な助言等を行います。
- 相談支援員や就労支援員等が、生活困窮者への包括的な支援を適切に行うための専門性とスキルの習得のため、養成研修の実施等の人材育成に努めます。
- 生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の創出や活用、就労先の開拓や社会参加の場づくりに向けて、住民の理解の促進や地域支援ネットワークの構築等につなげていきます。
- ひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援をはじめとしたきめ細かな生活面の支援、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援を行うとともに、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用や経済的支援についての周知を図ります。
- 低額所得者、高齢者、障害者、子育て世代などに対しては、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を通じて、住宅確保を支援します。

④ ひきこもり支援

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化につながっていることが考えられることから、それぞれの状態に応じた対応を考え、工夫していくことが必

要です。

県では、平成28年度にひきこもり地域支援センター(*)を精神保健福祉センター内に設置して相談支援を行うとともに、サテライト窓口を青森市内の中心部に開設し、相談しやすい体制づくりを図っています。

また、官民連携の地域連絡協議会として「青森県ひきこもり地域支援連絡協議会」を設置し、関係機関・関係団体相互の連携強化によるひきこもり支援を行っています。

(施策展開の方向)

○地域における相談支援体制が重層的に機能するよう、ひきこもり地域支援センターや地域支援連絡協議会において、行政機関、生活困窮者自立支援窓口等関係機関や団体と密接な連携を図っていきます。

⑤ 犯罪をした者等の社会復帰の支援

本県の刑法犯認知件数は平成15年から18年連続して減少していますが、一方で、刑法犯検挙者の半数近くが再犯者という状況であることから、より安全・安心な社会の実現のため社会全体で支え合う再犯防止対策が必要です。

(施策展開の方向)

○青森県再犯防止推進計画を策定し、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる社会の実現を目指します。

○これまで実施してきた福祉的支援を必要とする刑務所等出所者の相談支援を継続するとともに、高齢や障害等により、軽微な犯罪をして起訴猶予や刑事裁判で執行猶予などになった人に対する支援に取り組みます。

⑥ 新型コロナウイルス感染症による影響への支援

本計画策定時点においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期は見通せないものとなっており、長期化につれて、これまで福祉における支援の対象でなかった方々が、支援の対象となったりするなどしています。

(施策展開の方向)

○既存の制度の拡充などがあつた場合には、制度の周知に努めるとともに、国の動向を見ながら、本県が活用できる各種支援事業の実施を検討していきます。

(2) 地域福祉推進に向けた各主体の役割分担

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活ができる福祉を実現していくためには、地域の様々な主体がそれぞれ自らの役割を自覚しながら、相互に連携し、共に支え合い助け合う地域づくりに主体的に参画していくことが求められます。

| 各主体 | 期待される基本的な役割 |
|------------|--|
| 地域住民 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域社会の一員として、地域福祉活動に主体的に参加し関与する重要な役割を担う。 ○自ら福祉の心の涵養に努め、地域の中で互いに支え合い、生きがいを持って暮らすことを心がける。 |
| ボランティア・NPO | <ul style="list-style-type: none"> ○地域に密着したきめ細かい福祉サービスの提供を通して、地域福祉活動に主体的に参加し関与する重要な役割を担う。 ○行政をはじめ地域にある様々な主体とのネットワークの構築に努め、地域での支え合いに積極的な役割を果たす。 ○地域の課題や潜在化しているニーズについて、行政や地域に向けて積極的に情報発信する。 |
| 民生委員・児童委員 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障害者、子育て家庭等、援助を必要とする住民の相談に応じ、公的サービスをはじめ様々なサービス主体に繋げる地域住民の支援者として重要な役割を担う。 ○地域住民の生活に最も密着した福祉のプロフェッショナルとして、地域の中で援助が必要となる住民の見守り活動の中核を担う。 |
| 町内会(自治会) | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が生活する最小単位の社会的地域基盤として、生活に直結した地域課題の解決に向けて、行政をはじめ地域にある様々な主体との橋渡しを担う。 ○特に町内会(自治会)長は地域住民の生活に最も密着したまちのよろず相談役として、地域の中で援助が必要となる住民の見守り活動の中核を担う。 |
| 学校等 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域社会の構成員として、地域にある様々な主体との関わりを通して、将来地域を支える子どもたちの福祉の心を育 |

| | |
|------------|---|
| | <p>む重要な役割を担う。</p> |
| 福祉サービス事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の主要な推進主体として、関係法令を遵守して適正な運営を図る。 ○利用しやすいサービスの提供等利用者本位の立場に立った質の高いサービス提供に努める。 ○サービスの質を確保するため、従事者に対する技術・知識の向上に努める。 ○サービスに関する積極的な情報提供、迅速な苦情対応、福祉サービス第三者評価制度の活用にも努める。 ○事業者が有する専門性を持った人材や施設を地域福祉の向上に役立てるなど、地域社会との交流を通じた地域貢献に努める。 ○雇用管理改善、キャリアパス整備の推進等により、「より魅力ある職場づくり、職員が働きやすい環境づくり」に努める。 ○社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの中心的役割を果たすだけでなく、地域における公益的な取組を積極的に図る。 |
| 一般企業等 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域社会の構成員として、高齢者や障害者等の雇用・就業機会の創出に努める。 ○子育てや介護等を抱える従業員の家庭生活と両立できる雇用環境の整備に努める。 ○企業の有する人材や施設を地域社会に還元するなど、地域貢献活動に積極的に取り組む。 |
| 保健・医療関係団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉・介護サービスの総合化（包括ケアの推進）等に向けて、福祉関係者との積極的な連携に努め、地域住民の健康を守る主体として、その役割を積極的に果たしていく。 |
| 産業関係団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域社会の構成員として、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等地域に密着した産業関係団体等は、住民生活の基盤を支える団体本来の活動に加え、地域福祉 |

| | |
|-----------------|---|
| | を支える活動に積極的に関わるよう努める。 |
| 地域の安全・安心推進関係団体等 | ○災害や犯罪の発生に備え、また虐待や自殺等を未然に防ぐなど、地域住民の安心・安全を確保する主体として、その役割を積極的に果たしていく。 |
| 共同募金会 | ○住民や企業、団体などが、共同募金や歳末たすけあい運動に積極的に協力し、共に支え合い、たすけあう共助の意識による寄付が行われ、地域福祉活動を支える重要な役割を担っている。 ○特に、ボランティアやNPO法人をはじめとする各種の団体が、地域で福祉活動を展開することができるよう、共同募金や歳末たすけあいなどの善意の寄付による地域福祉活動の財源の活用が期待される。 ○地域共生社会の推進における「地域づくりを推進する財源」として、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用が期待されている。 |
| 市町村社会福祉協議会 | ○市町村における地域福祉を推進する中核的団体として、地域住民はじめ市町村や関係団体との連携・協働により、福祉サービスを必要とする住民等に対して支援活動を行う重要な役割を担う。 ○地域福祉の推進主体として、地区社会福祉協議会の活性化、ボランティア団体・NPO法人等福祉に携わる人材の育成やコーディネート、住民相互のネットワークづくりに努める。 ○福祉教育の取組を進めるため、市町村・学校等と連携し、地域の福祉活動と一体となった活動に努める。 ○特に市町村とは的確な役割分担を図り、地域福祉推進の推進主体としての役割を積極的に果たしていく。 |
| 青森県社会福祉協議会 | ○県域レベルでの地域福祉を推進する中核団体として、社会福祉事業の適切な推進を図る重要な役割を担う。 ○社会福祉事業従事者の人材の確保や養成、社会福祉事業経営者に対する指導及び助言、福祉サービスの権利擁護等、 |

| | |
|---------|---|
| | <p>広域的観点から質の高い利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりに努める。</p> <p>○福祉教育の取組を進めるため、市町村社会福祉協議会等の取組の支援に努める。</p> <p>○市町村社会福祉協議会が地域福祉の推進に向けてその役割を十分に発揮できるよう、連絡調整や支援に努める。</p> |
| 行政（市町村） | <p>○地域住民に最も身近な行政主体として、住民ニーズを把握し、地域の特性を踏まえたきめ細かい利用しやすいサービスの提供が図られるよう、市町村におけるより良い地域福祉の実現に向けて、「地域福祉計画」の策定等を通じその役割を積極的に果たしていく。</p> <p>○地域にある様々な主体が展開する活動を支援し、関係団体とのネットワークを構築し、コーディネート役を果たしながら、地域の絆の再興に努める。</p> <p>○特に市町村社会福祉協議会とは、的確な役割分担を図り、地域福祉推進の担い手としての役割を積極的に果たしていく。</p> <p>○重層的支援体制の整備に当たっては、福祉や医療だけでなく様々な組織と連携、ネットワークの構築を図る。</p> <p>○福祉に関する制度、相談機関、福祉サービスを県と協力して周知・情報提供していく。</p> |
| 行政（県） | <p>○市町村における地域福祉推進の取組を広域的、専門的、技術的な観点から支援するとともに、単独の市町村では実施が困難な全県的なサービスの提供を行うなど、県域レベルでの地域福祉の実現に向けて、その役割を積極的に果たしていく。</p> <p>○広域的観点から公的サービスの適正な提供とその質の確保、利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりに努める。</p> <p>○市町村と連携し、民間での地域福祉活動の支援や人材の確保・育成に努める。</p> <p>○地域の実情を踏まえ、国に対する制度改正や規制緩和等の</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>提案を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「青森県地域福祉支援計画」の推進に向けて、県等の広報媒体を活用したPRや県政に関する出前トークの実施等、計画の普及に積極的に努める。 ○福祉に関する制度、相談機関、福祉サービスを市町村と協力して周知・情報提供していく。 ○青森県型地域共生社会の実現に向け、福祉以外の組織と連携した取組を推進していく。 |
|--|---|

(3) 市町村における地域福祉計画の策定の支援・推進

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された市町村による策定が努力義務とされている計画であり、市町村が地域の実状に応じて地域福祉の推進に積極的に取り組むためには、この策定が必要不可欠のものです。

各市町村においては、地域の創意と独自性を生かしながら、社会福祉法の規定等を踏まえて計画に盛り込む具体的な内容を検討するとともに、その他必要な事項を加えて計画に盛り込むこととなります。

令和3年3月現在、市町村地域福祉計画を策定している市町村は38であり、県としては、全ての市町村において地域福祉計画が速やかに策定され、また、環境の変化等を踏まえて定期的に改定されるよう、地域福祉計画の策定方法や先進事例の共有を図るための支援施策を実施し、市町村の計画策定を積極的に支援します。

[県内市町村地域福祉計画の策定状況（令和3年3月現在）]

| 市町村名 | 策定年度 (最終改定年度) | 市町村名 | 策定年度 (最終改定年度) |
|-------|--------------------|-------|--------------------|
| 青森市 | 平成25年度 (令和2年度) | 田舎館村 | 令和元年度 |
| 弘前市 | 平成30年度 (令和2年度) | 板柳町 | 平成29年度 |
| 八戸市 | 平成18年度 (平成27年度) | 鶴田町 | 令和2年度 |
| 黒石市 | 平成15年度 (平成26年度) | 中泊町 | 平成28年度 |
| 五所川原市 | 平成25年度 (令和元年度) | 野辺地町 | 令和2年度 |
| 十和田市 | 平成27年度 (令和2年度) | 七戸町 | 平成25年度 (平成30年度) |
| 三沢市 | 平成23年度 (令和元年度) | 六戸町 | 令和元年度 |
| むつ市 | 平成19年度 (平成30年度) | 横浜町 | 平成19年度 (平成29年度) |
| つがる市 | 平成19年度 (令和元年度) | 東北町 | 平成18年度 (平成29年度) |
| 平川市 | 平成20年度 (平成30年度) | 六ヶ所村 | 平成29年度 |
| 平内町 | 平成17年度 (令和2年度) | おいらせ町 | 平成28年度 |
| 今別町 | 平成15年度 (令和元年度) | 大間町 | 平成26年度 (平成30年度) |
| 蓬田村 | 平成21年度 (令和元年度) | 東通村 | 令和2年度 |
| 外ヶ浜町 | 平成22年度 (令和2年度) | 三戸町 | 平成29年度 (令和2年度) |
| 鱒ヶ沢町 | 平成30年度 | 五戸町 | 平成29年度 |
| 深浦町 | 令和元年度 | 田子町 | 平成30年度 |
| 西目屋村 | 平成25年度 (平成30年度) | 南部町 | 平成20年度 (令和元年度) |
| 藤崎町 | 平成20年度 (平成30年度) | 階上町 | 平成25年度 (平成29年度) |
| 大鰐町 | 平成25年度 (平成30年度) | 新郷村 | 令和元年度 |

用語の解説

○ひきこもり（P 1）

人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人そして親からさえも逃避し、人間関係を拒絶している状態のことです。

○生活困窮者自立支援法（P 1）

平成27年4月1日施行。生活困窮者からの相談を受け付けた上で自立のための支援を実施する「自立相談支援事業」など、様々な支援（事業）を実施し、生活困窮者の自立促進を図ることを目的としています。

○生活創造社会（P 3）

青森県の基本計画である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」に掲げる本県の将来像のことです。「青森県の『生業（なりわい）』と『生活』が生み出す価値が世界に貢献し広く認められている状態」を2030年における生活創造社会の究極の姿と捉えています。

○アウトカム指標（P 4）

行政活動の成果を表す指標。行政活動を「投入（インプット）」「執行過程（プロセス）」「結果（アウトプット）」「成果（アウトカム）」に分類したとき、行政活動の結果として、県民が受ける効果を示す指標です。

○合計特殊出生率（P 5）

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの平均子ども数に相当します。

○配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）（P 8）

夫婦や恋人等親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力等をいいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を対象としています。

○配偶者暴力相談支援センター（P 9）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者からの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、その他の暴力等についての相談、情報提供、安全の確保等に関する支援を行う専門機関です。

○地域支援事業（P 12）

介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として市町村が行う事業で、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業で構成されています。

○成年後見制度（P 13）

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な成年者を保護し、支援するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人の代わりに契約の締結等を行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて締結した契約を取り消したりするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

○民生委員・児童委員（P 23）

民生委員法に基づき、各市町村に置かれている民間奉仕者で、都道府県知事等の推薦により厚生労働大臣が委嘱します。保護を要する人を適切に保護指導したり、福祉事務所その他関係機関の業務に協力することを職務としており、児童福祉法による児童委員を兼務しています。

○身体障害者相談員（P 23）

身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある方に関する援護思想の普及等に係る業務を行います。

○知的障害者相談員（P 23）

知的障害者の更生援護に関し、本人またはその保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び県民の知的障害者援護思想の普及等に係る業務を行います。

○地域包括支援センター（P 2 3）

地域の高齢者等を対象に、心身の健康の維持、保健・医療の向上、福祉の増進、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町村が設置し、介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業等のサービスを提供します。

○障害者相談支援事業所（P 2 3）

市町村が実施する障害者等の相談窓口です。障害者福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助等を行います。

○要保護児童対策地域協議会（P 2 3）

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場です。

○福祉サービス第三者評価（P 2 5）

事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント力等を評価する制度のことです。

○介護サービス、保育サービス、障害福祉サービス事業所に対する認証評価（P 2 5）

質の高い人材の確保・育成と利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供を目的として、サービス事業所における職員の処遇改善・人材育成及びサービスの質の向上に関する取組等を評価し、県が定める評価基準を全て満たしている事業所を認証し公表する制度です。

○インフォーマルサービス（P 2 7）

制度化された公的なサービスではなく地域住民・ボランティア等によって行われる「非公式」な援助サービスのことをいいます。

○地域包括ケアシステム（P 2 7）

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

○在宅医療・介護連携推進事業（P 27）

在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うため、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業の一つとして各市町村が取り組む事業の事です。具体的には、各市町村が地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力して、地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護関係者の研修等の取組を実施します。

○保健医療圏（P 28）

県民の健康の増進・疾病の予防から治療・リハビリテーションに至る包括的な保健医療サービスを適切、かつきめ細かに提供するため、青森県保健医療計画（平成17年3月）において設定された圏域の事です。

日常生活に密着した保健医療サービスを提供する各市町村を単位として設定された圏域を一次保健医療圏、専門性の高い保健医療サービスを提供する6つの広域生活圏を対象に設定された圏域を二次保健医療圏、一次・二次保健医療圏で対応することが困難な極めて専門性の高い保健医療サービスを提供する全県域を対象に設定された圏域を三次保健医療圏としています。

○保健協力員（P 28）

地域住民の健康維持・増進や地域の保健活動を組織的に支援するために、市町村が行う衛生思想の普及や健康づくりのための事業等に協力してもらう人です。

通常、市町村が条例、規則等に基づき設置し、市町村長が委嘱します。

○食生活改善推進員（P 28）

地域住民の生涯を通じた健康づくりのために、地域における食生活改善のボランティア活動を行う人の事です。

市町村が実施する研修を終了した人が、市町村の食生活改善推進員会に所属し、活動を行います。

○日常生活自立支援事業（P 30）

判断能力に不安がある高齢者や障害者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利

用援助や日常の金銭管理等を行うものです。

○ノーマライゼーション（P 3 5）

高齢であることや障害の有無等に関わらず、全ての人が一般社会の中で普通の生活を送ることができ、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方のことです。

○ソーシャル・インクルージョン（P 3 5）

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のことです。社会的包摂とも訳されます。

○地区社会福祉協議会（地区社協）（P 3 6）

市町村社会福祉協議会が、小学校区や自治会等を単位とする住民の身近な地域の範囲で、住民が進んで福祉活動に参加できるように設置を進めている組織のことです。

○青森県福祉人材センター（P 3 8）

社会福祉法に基づき、社会福祉事業従事者の確保を推進することを目的として県が設置しています。センターでは、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介や就職説明会等を実施します。

○青森県保育士・保育所支援センター（P 3 8）

県内保育所等に就労する保育士の安定的な確保を図ることを目的として県が設置しています。センターでは、保育士人材バンクによる保育士等の再就職支援、求人・求職のマッチング、保育士等の処遇改善や離職防止に向けた相談・支援等を行います。

○キャリアパス（P 3 9）

ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルートのことです。

○プロボノ（P 4 0）

ラテン語の「Pro Bono Publico」（公共善のために）が語源で、仕事で得た知識や技

術を生かしたボランティア活動のことです。

○フードバンク（P 4 3）

食品を取り扱う企業や生産者から、製造・流通過程等での余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品等、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動のことです。

○認知症サポーター、キャラバン・メイト（P 4 3）

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者で、市町村や職域団体等が行う認知症サポーター養成講座を受講した方です。

キャラバン・メイトは、認知症サポーター養成講座の講師役です。

○福祉コミュニティ（P 4 3）

住民が福祉への関心を持ち、積極的に活動に参加しており、かつ、日常的に援助を必要とする人が自立した生活を送れる具体的な福祉サービスが機能している地域社会をいいます。

また、コミュニティとは、地域住民が居住し生活をしながら、政治、経済、文化、風俗等に関わり合い、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のことをいいます。

○主任児童委員（P 4 5）

担当区域をもつ児童委員とは別に、児童福祉に関する事項を専門的に担当しており、区域を担当する児童委員と一体となって、個別援助、健全育成活動、子育て支援活動等を行っています。児童に関する専門の活動を行うことから、「主任」と呼ばれています。

○コーディネーター（P 4 6）

住民参加による地域福祉活動を促進するため、地域の社会資源の発掘・育成や地域間の連絡・調整、住民への福祉教育の普及等、地域援助に関わる種々の活動を行う専門職者のことです。

○ユニバーサルデザイン（P 4 8）

「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることです。

○セーフティネット（P 5 0）

生活上困難に陥っても、最低限の生命・身体の安全を保障できる仕組みのことです。

○災害福祉支援チーム（DCAT）（P 5 1）

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等福祉専門職で一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、大規模災害発生時にチームを編成し、避難所等において要援護者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援等の支援活動を行います。

○ゲートキーパー（P 5 1）

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

○障害者権利擁護センター（P 5 2）

障害者虐待防止法に基づき都道府県が設置し、使用者虐待に関する通報や届出の受理のほか、市町村相互間の連絡調整や市町村への情報提供、助言等を行います。

○障害者虐待防止センター（P 5 2）

障害者虐待防止法に基づき市町村が設置し、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待の通報や届出の受理のほか、養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言等を行います。

○ひきこもり地域支援センター（P 5 4）

都道府県が設置するひきこもりの相談窓口です。センターでは、本人や家族への相談支援、関係機関との連携による包括的な支援体制の確保、ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信等を実施します。

1. 改正社会福祉法（抜粋）（令和3年4月1日施行）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市

町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- (1) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- (2) 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センターを運営する事業
- (3) 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- (5) 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

(2) 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

(4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、

複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (5) 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

2. 青森県地域福祉支援計画推進委員会設置要綱（委員名簿含む）

（趣旨）

第1条 県は、地域福祉の着実な推進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、青森県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）の調査、分析、評価及び改定の検討を行う青森県地域福祉支援計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）支援計画の評価及び改定に関すること。
- （2）その他本県における地域福祉の推進に関すること。

（組織等）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
 - （2）社会福祉事業従事者
 - （3）地域活動に携わる者
 - （4）行政関係者
- 2 推進委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
 - 3 委員長は、委員の互選により選任する。
 - 4 副委員長は、委員長が指名する。
 - 5 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進委員会の会議は、青森県健康福祉部健康福祉政策課長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成33年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第6条 推進委員会の庶務は、青森県健康福祉部健康福祉政策課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員の協議により委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

青森県地域福祉支援計画推進委員会委員名簿

(令和3年3月現在)

| 委員推薦機関・団体名 | 団体の役職 | 委員氏名 |
|---------------------------|--------|--------|
| 青森県立保健大学 | 講師 | 宮本 雅央 |
| 青森県医師会 | 常任理事 | 下田 肇 |
| 青森県社会福祉協議会 | 事務局長 | 高橋 金一 |
| 青森県社会福祉法人経営者協議会 | 会長 | 今村 良司 |
| 青森県老人福祉協会 | 会長 | 棟方 光秀 |
| 青森県保育連合会 | 会長 | 渡邊 建道 |
| 青森県知的障害者福祉協会 | 会長 | 中村 伸二 |
| 青森県母子寡婦福祉連合会 | 会長 | 秋田谷 洋子 |
| 青森県社会福祉士会 | 会長 | 鳴海 春輝 |
| 青森県民生委員児童委員協議会 | 会長 | 工藤 泰子 |
| 青森県ボランティア連絡協議会 | 会長 | 山崎 雄一 |
| 特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会 | 副理事長 | 篠崎 有香 |
| 社会福祉法人あーるど | 理事長 | 大橋 一之 |
| 青森労働局 | 職業対策課長 | 神田 康幸 |
| 青森市 | 福祉政策課長 | 白坂 孝志 |

3. 青森県地域福祉支援計画改定経過

令和元年11月 1日 地域福祉の推進に向けたアンケート調査(～11月30日)

令和2年10月19日 令和2年度第1回地域福祉支援計画推進委員会

令和3年 2月 3日 令和2年度第2回地域福祉支援計画推進委員会

令和3年 2月22日 パブリック・コメント(～3月12日)



青森県地域福祉支援計画(第3次)

発行 青森県健康福祉部健康福祉政策課
〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
TEL 017-734-9281 FAX 017-734-8085

